令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	11月29日	金	開会・提案理由説明	
2	11月30日	（土）	休　　会	
3	12月１日	（日）		
4	12月２日	月	休会（発言通告締切 午後５時まで）	
5	12月３日	火	休　　会	
6	12月４日	水		
7	12月５日	木		
8	12月６日	金		
9	12月７日	（土）		
１０	12月８日	（日）		
１１	12月９日	月	質疑・一般質問	
１２	12月10日	火	質疑・一般質問・委員会付託	
１３	12月11日	水	休　　会	建設経済
１４	12月12日	木		市民福祉
１５	12月13日	金		総務文教
１６	12月14日	（土）		
１７	12月15日	（日）		
１８	12月16日	月		
１９	12月17日	火		議会運営
２０	12月18日	水	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会

目　　次

第１号（11月29日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 4

４．欠席議員 …… 4

５．説明のため出席した者 …… 4

６．事務局職員出席者 …… 5

７．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

８．日程第２　会期の決定 …… 7

９．日程第３　議案第38号～議案第55号
　　報告第11号～報告第13号 …… 7

10．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第38号（阿蘇品総務部長） …… 7

（２）議案第39号（阿蘇品総務部長） …… 7

（３）議案第40号（佐藤福祉部長） …… 8

（４）議案第41号（白田建設部長） …… 8

（５）議案第42号（冨田水道局長） …… 9

（６）議案第43号（冨田水道局長） …… 9

（７）議案第44号（中山消防本部消防長） …… 9

（８）議案第45号（阿蘇品総務部長） …… 10

（９）議案第46号（佐藤福祉部長） …… 11

（10）議案第47号（佐藤福祉部長） …… 11

（11）議案第48号（永田市民医療センター事務部長） …… 12

（12）議案第49号（阿蘇品総務部長） …… 12

（13）議案第50号（池田副市長） …… 13

（14）議案第51号（池田副市長） …… 13

（15）議案第52号（池田副市長） …… 13

（16）議案第53号（池田副市長） …… 13

（17）議案第54号（池田副市長） …… 13

（18）議案第55号（池田副市長） …… 13

（19）報告第11号（瀬口教育部長）　…… 14
（20）報告第12号（瀬口教育部長）　…… 14
（21）報告第13号（中山消防本部消防長）　…… 14
11．散　会　…… 15

第２号（12月９日）

１．議事日程　…… 19
２．本日の会議に付した事件　…… 20
３．出席議員　…… 20
４．欠席議員　…… 20
５．説明のため出席した者　…… 20
６．事務局職員出席者　…… 21
７．日程第１　質疑・一般質問　…… 22
（１）永田　紘二君一般質問　…… 22
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 22
（２）永田　紘二君一般質問　…… 23
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 23
（３）永田　紘二君一般質問　…… 24
○瀬口教育部長答弁　…… 25
（４）永田　紘二君一般質問　…… 25
○早田経済部長答弁　…… 26
（５）永田　紘二君一般質問　…… 28
○早田経済部長答弁　…… 28
（６）永田　紘二君一般質問　…… 29
○中嶋市長答弁　…… 30
（７）永田　紘二君一般質問　…… 33
（８）芋生　よしや君一般質問　…… 33
○中嶋市長答弁　…… 34
（９）芋生　よしや君一般質問　…… 35
○中嶋市長答弁　…… 36
（10）芋生　よしや君一般質問　…… 36
○中嶋市長答弁　…… 38
（11）芋生　よしや君一般質問　…… 38
○梅崎市民部長答弁　…… 39

(12) 芋生　よしや君一般質問 …… 40
○白田建設部長答弁 …… 40
(13) 芋生　よしや君一般質問 …… 41
○中嶋市長答弁 …… 42
(14) 芋生　よしや君一般質問 …… 42
○中嶋市長答弁 …… 43
(15) 芋生　よしや君一般質問 …… 43
○佐藤福祉部長答弁 …… 44
(16) 芋生　よしや君一般質問 …… 44
○佐藤福祉部長答弁 …… 45
(17) 芋生　よしや君一般質問 …… 46
○中嶋市長答弁 …… 47
(18) 芋生　よしや君一般質問 …… 47
○瀬口教育部長答弁 …… 48
(19) 芋生　よしや君一般質問 …… 49
(20) 北原　昭三君一般質問 …… 49
○中山消防本部消防長答弁 …… 50
(21) 北原　昭三君一般質問 …… 50
○中山消防本部消防長答弁 …… 51
(22) 北原　昭三君一般質問 …… 51
○佐藤福祉部長答弁 …… 52
(23) 北原　昭三君一般質問 …… 53
○瀬口教育部長答弁 …… 53
(24) 北原　昭三君一般質問 …… 54
○瀬口教育部長答弁 …… 54
(25) 北原　昭三君一般質問 …… 54
○阿蘇品総務部長答弁 …… 55
(26) 北原　昭三君一般質問 …… 56
○中嶋市長答弁 …… 56
(27) 北原　昭三君一般質問 …… 57
○佐藤福祉部長答弁 …… 57
(28) 北原　昭三君一般質問 …… 58
(29) 有働　辰喜君一般質問 …… 59
○阿蘇品総務部長答弁 …… 60

（30）有働　辰喜君一般質問 …… 61
○阿蘇品総務部長答弁 …… 61
（31）有働　辰喜君一般質問 …… 62
○阿蘇品総務部長答弁 …… 62
（32）有働　辰喜君一般質問 …… 63
○阿蘇品総務部長答弁 …… 64
（33）有働　辰喜君一般質問 …… 64
○阿蘇品総務部長答弁 …… 66
（34）有働　辰喜君一般質問 …… 66
○佐藤福祉部長答弁 …… 67
（35）有働　辰喜君一般質問 …… 67
○佐藤福祉部長答弁 …… 68
（36）有働　辰喜君一般質問 …… 69
○阿蘇品総務部長答弁 …… 70
（37）有働　辰喜君一般質問 …… 70
○阿蘇品総務部長答弁 …… 71
（38）有働　辰喜君一般質問 …… 71
○阿蘇品総務部長答弁 …… 72
（39）有働　辰喜君一般質問 …… 73
８．散　会 …… 73

第３号（12月10日）

１．議事日程 …… 77
２．本日の会議に付した事件 …… 78
３．出席議員 …… 78
４．欠席議員 …… 78
５．説明のため出席した者 …… 78
６．事務局職員出席者 …… 79
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 80
（１）勢田　昭一君一般質問 …… 80
○阿蘇品総務部長答弁 …… 81
（２）勢田　昭一君一般質問 …… 81
○阿蘇品総務部長答弁 …… 82
（３）勢田　昭一君一般質問 …… 82

○梅崎市民部長答弁 …… 83
（４）勢田　昭一君一般質問 …… 83
○梅崎市民部長答弁 …… 84
（５）勢田　昭一君一般質問 …… 84
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 85
（６）勢田　昭一君一般質問 …… 85
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 86
（７）勢田　昭一君一般質問 …… 87
○瀬口教育部長答弁 …… 88
（８）勢田　昭一君一般質問 …… 89
○中嶋市長答弁 …… 89
（９）勢田　昭一君一般質問 …… 90
（10）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 91
○早田経済部長答弁 …… 92
（11）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 94
○中嶋市長答弁 …… 95
（12）立山　大二朗君一般質問 …… 96
○阿蘇品総務部長答弁 …… 98
（13）立山　大二朗君一般質問 …… 99
○阿蘇品総務部長答弁 …… 100
（14）立山　大二朗君一般質問 …… 100
○阿蘇品総務部長答弁 …… 101
（15）立山　大二朗君一般質問 …… 101
○阿蘇品総務部長答弁 …… 103
（16）立山　大二朗君一般質問 …… 104
８．日程第２　委員会付託 …… 106
９．散　会 …… 106

第４号（12月18日）

１．議事日程 …… 109
２．本日の会議に付した事件 …… 109
３．出席議員 …… 110
４．欠席議員 …… 111
５．説明のため出席した者 …… 111

６．事務局職員出席者 …… 112
７．日程第１　議案第38号～議案第55号 …… 113
８．各常任委員長の報告 …… 113
（１）建設経済常任委員長報告 …… 113
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 115
（３）総務文教常任委員長報告 …… 115
９．質　疑 …… 116
10．討　論 …… 116
（１）芋生　よしや君討論 …… 116
11．採　決 …… 117
12．日程追加　日程第２　意見書案第２号 …… 119
13．提案理由の説明 …… 119
（１）意見書案第２号（職員朗読） …… 119
14．質　疑 …… 121
15．討　論 …… 121
16．採　決 …… 121
17．閉　会 …… 122

１１月２９日(金曜日)

令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和元年11月29日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第42号　山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第43号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第44号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第46号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第47号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第48号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第49号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第50号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第51号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第52号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第53号　人権擁護委員の推薦について

議案第54号　人権擁護委員の推薦について

議案第55号　人権擁護委員の推薦について

報告第11号　専決処分の報告について

報告第12号　専決処分の報告について

報告第13号　専決処分の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（１名）

10番	藤　本　峰　秀	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正	君
副　市　長	池　田　永　実	君
教　育　長	堀　田　浩一郎	君
総務部長	阿蘇品　貴　司	君
消防本部消防長	中　山　恒　弘	君
市民部長	梅　崎　康　二	君
福祉部長	佐　藤　ア　キ	君
経済部長	早　田　順　二	君

建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
総務課長	池田淳志君
地域生活課長	山﨑寿雄君
福祉課長	山下陽君
教育総務課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本年も残すところ、あと一月となりましたが、ことしも多くの文化・スポーツイベントが開催され、関係者の皆様が市全体に活気とにぎわいを届けてくださったことを大変ありがたく思っております。

中でも、今月、菊鹿ワイナリーの開業１周年を記念した感謝祭は、天気にも恵まれ、市内はもとより、市外・県外からも多くのお客様にご来場いただきました。

また、祖父が鹿央町出身の日系三世で世界的指揮者のケント・ナガノ氏による熊本地震復興支援チャリティーコンサートでは、世界トップレベルの音楽の調べに多くの聴衆が酔いしれました。

これらのことにおいては、本市におきましても菊鹿ワイナリーと八千代座の存在価値を内外に十分に発信することができたと感謝いたしております。

明日から、いよいよ女子ハンドボール世界選手権大会の予選ラウンドが、本市総合体育館でもスタートいたします。残念ながら、日本チームの試合はございませんが、前回優勝したフランスや昨年開催された女子アジア選手権大会で優勝した韓国も出場し、熱戦が予想されるだけに、予選ラウンドとはいえ、大いに盛り上がるものと期待しております。おりひめジャパンに４名の選手を輩出している企業の地元市として、またハンドボールのまちやまがを掲げる自治体としても、大会の成功に向け、他の会場に勝る応援で盛り上げてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会においてご審議いただきます議案は、条例７件、予算４件、人事案件６件、その他１件の計18件及び報告３件であります。これらの諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承お願いいたします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、冨丸　洋一郎君、冨田　弘海君を指名いたします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第３　議案第38号～議案第55号

報告第11号～報告第13号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第38号から報告第13号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職及び県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を年間0.05月引き上げるものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第39号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び熊本県職員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

議案第40号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案をするものでございます。

法改正の内容といたしましては、新たに災害援護資金の償還金の支払い猶予等の要件が加えられたこと、また償還金の償還免除の理由が加えられたこと、あわせて償還金の支払い猶予、または償還免除を判断するため、収入等の状況について報告等を求めることができるとする規定が新設されたことでございます。

これらの改正に伴い、条例における引用条項の整理、その他所要の規定の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第41号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、下水道の排水設備等の新設等の工事を行うことができるものの要件を改めるなど、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

議案第42号　山鹿市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市簡易水道事業を上水道事業へ統合するため提案するものです。この統合は、国から要請されているもので、目的は簡易水道事業が公営企業会計を適用することで、将来にわたって持続可能な経営を確保するために導入するものです。

本市においても、山鹿市水道事業に統合するに当たり、条例を改正する必要があり、提案するものです。

まず、第１条の一部改正では、統合後の給水区域、給水人口及び１日最大給水量を改め、第２条で山鹿市簡易水道事業特別会計を廃止します。第４条では、山鹿市簡易水道事業給水条例を廃止するものです。

附則としまして、これらの条例は令和２年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第43号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、水道法などの改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制度が導入されたことで、更新手数料を設定するに当たり、改めて事務手数料の積算及び他市の状況を調査した結果、指定及び指定の更新に係る手数料として１万円が適正であるとの判断から、条例を改正等する必要があり、提案するものです。

附則として、これらの条例は一部の規定を除き、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第44号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に鑑み、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被補佐人を削り、あわせて所要の規定の整備をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億3547万7000円を追加し、総額を307億3835万1000円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表は、債務負担行為補正です。来年夏の東京オリンピックに先立ち実施されます聖火リレーにつきまして、本市開催分の経費を追加するほか、土砂災害危険住宅促進事業について追加するものです。

16ページをお願いします。

補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、議案第38号及び議案第39号に基づく給与改定、並びに人事異動等に係る職員給及び繰出金の調整を計上しております。

それでは、給与費等以外についてご説明申し上げます。

まず、（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の中の介護保険事業特別会計繰出金4987万3000円のうち、4699万9000円は介護報酬単価の改定及び介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費に対して繰出金を増額するものです。

次の17ページの高齢者医療確保事務1455万7000円は、熊本県後期高齢者医療広域連合に対する平成30年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴う精算金です。

18ページをお願いします。

（目）生活保護総務費の中の管理経費217万8000円は、生活保護制度の改正等に係るシステム改修費です。

次の（款）衛生費、（目）健康づくり推進費の補正額124万8000円は、マイナンバーカードによる母子保健情報の利活用を推進するため、システム改修を行うものです。

20ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の中の国県支出金返納金950万3000円は、鹿本農業協同組合が国の補助を受けて整備した鹿央集出荷施設について、この施設の貸与を受けてＪＡ経済連が実施する県北地区の集出荷施設の大規模再編整備が目的外使用に該当するため、国庫補助金の一部を返還するものです。

次の（目）畜産業費の補正額482万6000円は、アフリカ豚コレラ対策に係る防護柵の設置に対して支援するものです。

21ページをお願いします。

（款）商工費、（目）観光費の補正額983万1000円は、来年夏の東京2020オリンピックに先立ち実施されます聖火リレーの準備及び開催に係る経費です。

24ページをお願いします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の中の学校運営費748万5000円及び25ページの（目）中学校の学校管理費の中の学校運営費240万円は、いずれも市内小中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

24ページに戻りまして、（目）小学校の教育振興費の補正額5470万1000円は、令和２年度からの教科書改訂に伴います教師用教科書等を購入するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

議案第46号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ111万9000円を減額し、73億701万円とするものです。

６ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

中段の歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の減額補正額111万9000円は、給与条例の改正に基づく職員給与等の改定及び会計間異動等に伴う人件費の調整並びに整備改正に伴うシステム改修に係る経費でございます。

続きまして、議案第47号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億7896万3000円を追加し、68億1511万円とするものです。

10ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額285万2000円及び下段の（款）地

域支援事業費、（目）包括的支援事業費の補正額11万3000円は、給与条例の改定に伴う職員の給与等の改定及び会計間異動等に伴う人件費の調整を行うものです。

次に、中段の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正額３億7599万8000円は、介護サービス給付費の増加等に伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第48号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定及び職員の人事異動に伴う会計間異動による給与費の調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）病院事業費用の既決予定額に146万1000円を追加し、37億4122万5000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に188万1000円を追加し、21億2113万7000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第49号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、職員の退職手当に関する事務に熊本県後期高齢者医療広域連合が加わることに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更をするものです。

附則としまして、この規約は令和２年４月１日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において同文議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第50号から議案第52号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括してご説明申し上げます。

これら３案件は、本市の固定資産評価審査委員会委員が令和２年３月１日をもちまして任期満了となりますので、次期の固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第50号は、中山　俊治氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第51号は、野中　弘樹氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第52号は、佐野木　主税氏の任期満了に伴い、新たに由富　順子氏を選任しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号から議案第55号までの人権擁護委員の推薦について、一括してご説明申し上げます。

これら３案件は、３名の人権擁護委員が令和２年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第53号は、近藤　安隆氏の任期満了に伴い、新たに有働　真澄氏を推薦しようとするものです。

議案第54号は、冨田　幸代氏の任期満了に伴い、新たに木村　厚男氏を推薦しようとするものです。

議案第55号は、牧野　京子氏の任期満了に伴い、新たに松山　みずえ氏を推薦しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

報告第11号及び報告第12号の２件の専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、除草作業中の事故及び学校施設の管理の瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

初めに、報告第11号です。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和元年10月１日、午前７時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市立稲田小学校の敷地内において、刈払機による除草作業中の飛び石により、駐車していた相手方の車両を損傷させたものです。

損害賠償の額は、14万9283円です。

次に、報告第12号です。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和元年９月27日、午後７時55分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市立大道小学校の敷地内において、給食室横の集水ますの上を相手方車両が通過した際、当該ますの鋼製ぶたがはね上がり、車両の下部を破損したものです。

損害賠償の額は、４万円です。

以上２件の和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し賠償金を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

報告第13号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

事故発生日時、令和元年６月27日、午後０時10分ごろです。

相手方の住所、氏名については、記載のとおりです。

事故の概要は、国道３号線の熊本市北区植木町宮原の交差点において、山鹿方面

に普通走行で直進していた救急自動車と市道から進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷した事故です。

損害賠償の額は、５万160円です。

和解事項としましては、山鹿市と相手方、双方が損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時30分　散会

～～～

１２月９日(月曜日)

令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和元年12月９日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．永田　紘二

一般質問

（１）通学路の安全対策について

（２）バイオマスセンターについて

２．芋生　よしや

一般質問

（１）市民の声が生きる市政について

①更なる市民参加・参画

（２）都市計画税について

①他市の課税状況

②目的・内容の周知

③都市計画事業の今後

④今後の都市計画税をどう考えるか

（３）高齢者施策の充実について

①聞こえのバリアフリー

（４）通学路の安全対策について

３．北原　昭三

一般質問

（１）Ｎet119緊急通報システムの導入に対する進捗状況について

（２）ピロリ菌検査事業について

（３）高齢者支援について

①自動車運転免許証返納者への特典は

（４）骨髄移植後のワクチン再接種への助成について

４．有働　辰喜

一般質問

（１）水防法・土砂災害防止法一部改正関連について

（２）内水氾濫への対応策について
（３）災害時避難への対応について
（４）災害時の協定について
（５）自主防災組織について
（６）防災士について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（１名）

10番	藤本峰秀	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	木下　実君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
防災監理課長	木村隆男君
税務課長	髙森信昭君
福祉課長	山下　陽君
福祉援護課長	小川浩伸君
長寿支援課長	豊田義幸君
健康増進課長	徳丸和孝君
都市計画課長	隈部光麿君
社会教育課長	園田正尚君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。永田　紘二君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

皆さん、おはようございます。

女子ハンドボール世界選手権大会の山鹿会場が終わりました。１校区１国運動、それから小学校、中学校、高校の皆さん方の応援団、非常に盛り上がりましたし、感動もしました。ただ、それを仕切っていく中には、市長なり副市長、教育長をひっくるめて携わった皆さん方に心より、まずもって敬意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

18番議員、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を２点行います。

一つは通学路安全対策について、もう一つはバイオマスセンターについてお伺いをしていきたいと思います。一問一答にてお願いを申し上げます。

まず、１点目の通学路の安全対策についてお伺いします。

皆さんご案内のとおりに、全国版でも放送をされました。令和元年11月５日、国道325号線で大道小学校の児童が３人、横断歩道で歩行者信号は青でありましたが横断中に自動車にはねられたという痛ましい事故が発生をいたしました。全国放送をされたにもかかわらず、なかなか内容はよくわかりません。概況について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

永田議員の一般質問、大道小学校児童の交通事故の概要について、お知らせいたします。

事故は、令和元年11月５日火曜日の朝７時12分ごろ、６名の児童が山鹿市古閑の

国道325号線の横断歩道を渡ろうとした際に起きたものでございます。その時間帯には、大道小学校の保護者２名が登校指導に立っておられました。児童たちは歩行者信号が青になったので、保護者が見守る中、６年生を先頭に横断歩道を渡り始めました。

その時、山鹿方面から鹿本町に向かう１台の軽自動車が、児童が横断している横断歩道前でスピードを落とし始めたものの、とまらず、先頭を歩く６年生と衝突したものです。６年生の児童はとっさに後続の１年生をかばいながら転倒し、２番目以降を歩いていた１年生が次々に転倒しました。

現場で登校指導に立っていた保護者や地域の方々が救急車を呼び、転倒した６年生と１年生２名の計３名を病院に搬送しました。レントゲン等の検査の結果、幸いにも３名とも軽い打撲であり、大きなけが等には至っておりませんが、大事をとり、６年生は翌日の１日、１年生のうち１人は２日間家庭療養により休み、もう１人は当日から登校しております。

現在、子供たちは元気に学校生活を送っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

概況について、ご報告をいただきました。ただ、原因が何なのかなという話がちょっと出ていなかったような気がしますが、後でまた質問をしたいと思います。

通学路の安全対策について、２回目の質問をいたします。

横断歩道で、なおかつ歩行者が信号で保護者が２名、登校指導を行っていたにもかかわらず事故が発生したということでありまして、こういう事故が今後も発生するおそれもあるわけでありますけども、教育委員会として今後のこういう対策等についての取り組みをお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

永田議員の一般質問、大道小学校児童の交通事故を受けて、委員会としての取り組みについて、お答えをいたします。

通学路の安全対策に関しましては、６月議会で勢田議員の質問の際にもお答えしましたように、昨年５月に新潟市の児童が下校中に殺害されるという痛ましい事件

を受けて、関係閣僚会議で取りまとめられました登下校防犯プランに基づき、本市においても関係機関との連携による通学路の合同点検及び安全対策を講じてきたところです。

また、本年度は登下校における防犯対策に関する地域の連携の場ということで、９月の山鹿地区学校等警察連絡協議会の中で、通学路に関する情報共有、情報交換等を行ったところです。そのような中、大道小学校児童の交通事故が起きました。

教育委員会といたしましては、学校からの報告を受け、教育委員に交通事故の概要を報告し、さらに園長・校長会、山鹿地区学校等警察連絡協議会の場で交通事故防止について、さらなる注意喚起を行い、児童生徒への指導、地域の見守りボランティア等との連携を指示したところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

通学路の安全対策について、３回目の質問を行います。

先ほどちょっと答弁の中にもありましたとおりに、６月議会で安全対策については勢田議員からも質問がありました。この勢田議員の質問の中でも、教育委員会は関係閣僚会議でまとめられた登下校防犯プランに基づいて関係機関との連携による通学路の合同点検並びに対策を講じてきたと。９月に通学路に関する情報交換会を行ったと。９月にやられたのに、なおかつこういう事故が起こったわけであります。学校経営案等の提出がなされておりますし、その中には通学路、特に校区図の中に危険箇所等の明記もして出されていると思いますが、今後こういう事故が起こらないように、どういう対策を講じていくのかというのを一つお伺いしたい。

もう一つは、非常に犯罪等には防犯カメラの話が出てくるわけでありまして、防犯カメラの必要性も感じました。別に質問しようかなと思いましたけれども、平成29年６月に私が防犯カメラの設置についてご要望をしております。それから、６月議会では立山議員が同じような質問をして、前向きにいくよという答弁をいただいております。前回の９月議会では、北原議員が再度質問をされております。北原議員の質問の内容の中に、こういう答弁をされております。今後、設置の方針につきましては、山鹿市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱・規定に基づいて、不特定多数の者が利用する市の施設などを対象に設置することにしております。

それから、山鹿警察署を初め、団体との協議も行いながら、より効果的な場所へ設置を進めてまいりますというような答弁であります。特に小中学校の子供を守る

ためには、教育委員会において関係部署との協議の上、整備計画を作成し、計画的な設置に努めてまいりますという前向きな答弁をいただいております。

防犯カメラの設置については、費用とかいろいろあると思いますけれども、一つだけ防犯カメラを１基設置するのにどれくらいの費用、ランニングコストがあるのか、そこら辺もひっくるめてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

永田議員の一般質問、今後の通学路の安全対策について、お答えいたします。

教育委員会では、これまでも各学校における交通安全指導の徹底を日常的に行うとともに、毎年８月に警察や国、県、市の道路管理者、学校や保護者代表等により、危険と想定される箇所の合同点検を行い、危険箇所の解消に取り組んでいるところでございます。

さらに、学校や地域から通学路上の危険箇所の改善要望があった場合は、随時対応を行い、通学路の安全確保に努めているところでございますが、今後も同様に地域の皆様や関係団体等へ、引き続き連携・協力をお願いし、地域全体で児童生徒の安全を見守る取り組みをさらに充実することで、日々変化する道路交通事情に対応してまいりたいと考えております。

また、議員ご質問の防犯対策・安全対策の一つとして考えられます防犯カメラの設置費用につきましては、標準的なもので５年リースの場合、１基で年間20万円程度の経費が必要となりますが、防犯カメラが抑止力としての効果を有する一方で、設置場所により住民のプライバシー権を侵害するおそれがあり、慎重な運用が必要とされることから整備計画の作成にはいまだ至っていないところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

通学路の安全対策について、３回お伺いをしてきました。

非常に具体的な対策というのが見えなかったような気がします。大道小学校区におきましては、区長さん初め、住民の皆さん方で、行政、市長に対して今後の事故を抑制のために具体的にこういうことをしてほしいなというような、具体的な戦略を含めて要望書が提出されたと思います。そういう要望書が出る前に、教育委員会

としてはそういう打ち合わせの場所とか、そういう機会がなかったのかなと思うわけであります。

本来は、答弁を踏まえて、４回目の質問をしたいわけですが、通告をしておりませんので、こういうことはどうかなということだけおつなぎをして終わりたいと思いますが、まず２回目の答弁の中に、こういう表現がされています。事故対策としては、教育委員会としましては、学校からの報告を受け、教育委員に事故の概要を報告し、さらに園長・校長会、山鹿地区学校等警察連絡協議会の場で、交通事故の防止についてさらなる注意喚起を行う。児童生徒への指導、地域の見守り、ボランティアでの連携を指示しておりますと。非常に重要な案件だと理解をするわけでありますけれども、ただその内容が、きょうはなぜ質問したかと申しますと、議会の私たちに教育委員会からの報告も連絡もありませんでした。前回、全協がありましたので、そこら辺でちょっと話があってもよかったのかなという思いはします。もう一つは、11月22日に教育委員会が開催をされております。先ほどの問題点を本当に周知するのであれば、その教育委員会の席で協議としてテーブルに乗ってないのかなと、なぜ乗らんだったのかなという疑問であります。というのは、非公開ということもあると思いますけれども、それはそれなりに範囲内で収めてもいいんじゃないけど、この問題についてはやっぱり周知徹底、委員会の中で極端に言えば５人の教育委員の先生方が本当にそれに対して論議をされたのかなというような疑問を持つわけであります。このような周知徹底を行われる方法として、少し疑問を感じるなと。それから、特に警察にも情報を聞きましたけども、先日、熊日新聞に載っていますとおりに、警察は当然、登校時のパトロールなりを対応してあるわけでありまして、今後、そういう形の中でお願いをしたいなと思っております。もう少しやっぱり大事な情報は流していただきたいなということであります。

続きまして、２点目のバイオマスセンターについて、１回目の質問をしたいと思います。

バイオマスセンターにつきましては、旧鹿本町、平成16年でありますけれども、合併前に着手をされました。令和３年３月31日で受け入れ終了をすると報告を受けておりますが、設置から現在までの施設運営もひっくるめて、経過、今後のスケジュール等について教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問、バイオマスセンターの設立から現在までの施設運営等の経

過及び今後のスケジュールについて、お答えいたします。

バイオマスセンターにつきましては、平成12年度から当時の鹿本町において、畜産糞尿の処理及び環境問題の解決策として、循環型社会の構築を図ることを目的に検討を開始しております。

その後、平成15年度に環境保全型農業の推進と資源循環型社会の構築を目指したバイオマス利活用フロンティア整備事業計画を策定し、生ごみや家畜糞尿等をメタン発酵処理し堆肥化する施設として、平成16年７月から工事に着手、合併後の平成17年10月から供用を開始し、現在に至っております。

施設の運営につきましては、当初、株式会社鹿本町振興公社に管理委託しておりましたが、平成22年７月からは専門的知識を有する現在の株式会社ガルデンに管理を委託しております。

また、平成23年度には鹿央地区のクリーンセンターの使用期限が迫る中、ごみゼロを目標にごみの減量化に取り組むため、生ごみ堆肥化モデル地区を選定、翌平成24年度には生ごみ処理機を設置し運用を開始しました。

しかし、ポリ袋等、不純物の混入などにより、生ごみよる優良堆肥の製造が困難で、改善が見込めないと判断し、堆肥化を断念し、平成28年４月からは全ての家庭系生ごみの受け入れを停止しております。

その間、施設や設備の老朽化等により、年々維持管理費が増大し、それに伴い、市の負担額が増加していることから、バイオマスセンターの今後の運営方針について検討を重ねてまいりました。

その結果につきましては、平成29年12月の市議会全員協議会において、令和２年度末までに畜産農家による個別処理方式へ移行し、現在の施設については堆肥舎を除き解体し、堆肥舎については利用する畜産農家で組織する組合に貸し付ける旨の報告をしたものでございます。

現在、個別処理方式へのスムーズな移行を行うため、畜産農家で糞尿処理を行うために必要な施設整備及び機械の導入に対する支援を、本年度から令和２年度の２年間で実施しているところでございます。

なお、令和３年３月31日をもって、バイオマスセンターでの受け入れを終了いたしますが、それまでに搬入された糞尿の処理を行い、液肥タンクを空にするための散布業務につきましては、令和３年度の１年間を見込んでおります。

また、並行して令和３年度に堆肥舎以外の解体する施設に係る工事の実施設計を行い、その後、解体工事、解体工事の終了後には補助金返還の手続を行い、返還を完了したいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

バイオマスセンターについての２回目の質問を行います。

設立から現在に至るまでいろんな変化もありまして、2009年には熊日新聞で、バイオマスセンターの環境改善効果が4000万円ぐらい出ているよというような記事が出ました。

それから、生ごみ処理の廃止等について、冨田議員から質問がされていまして、赤字累積で生ごみのほか、いろんな物の混入で非常に難しいということで廃止をされました。

それから、服部議員も質問されています。そのときに令和３年３月31日で廃止をするという話だったと思いますが、そういう設立してから今まで、これは会計年度でいけば平成30年度までぐらいしか出とらんと思いますが、歳出、例えば建設費であるとか、運営経費であるとか、ごみ処理の費用であるとか、総トータルでどれくらい金を使ったかということと、それからそれに見返る費用の販売高とか、そういうやつをひっくるめて収益が累計でどれくらいあったのか、そこら辺の内容をトータル的に聞くのは初めてでありますけども、よければ教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

バイオマスセンターのこれまでにかかった費用について、お答えいたします。

まず、建設に係る総事業費としまして10億2700万円、その財源内訳は、国費５億637万1000円、県費9254万8000円、一般財源４億2772万1000円でございます。

また、平成24年度に導入した生ごみ処理機につきましては、市単独事業としまして6426万8000円、その財源内訳は合併特例債6060万円、一般財源366万8000円でございます。

次に、施設の運営管理費としましては、平成17年度から平成30年度までの14年間の累計で委託料等の物件費として５億314万5000円、機械・施設等の維持補修費としまして6700万6000円、その他工事請負費等として１億211万2000円、合計の６億7226万3000円を支出いたしております。

また、歳入につきましては、累計で家畜糞尿等の受け入れに伴う施設使用料が

9522万3000円、堆肥や液肥の散布手数料及び堆肥等の販売収入が１億6957万円、補助金が57万8000円で、合計２億6537万1000円の収入となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

バイオマスセンターについて、３回目の質問をいたします。

先ほどの２回目の質問の答弁の中で、経費と歳入の状況報告がありました。ざっと計算してみて、建設費用は総事業10億2700万円、内訳は国費５億円、県費9000万円、一般財源４億2700万円、それから生ごみ処理をするのに、生ごみ処理機を設置をしました。6426万円という話であります。ただ、ここには合併特例債を使ってあります。だから、6060万円、合併特例債をすれば一般財源は366万円で済んでいるということであります。そうすると、10億2700万円の一般財源の４億2773万円の中に起債はどうして使っとらんとかなという疑問を合併当初にすぐ持ちました。これを起債を使って、例えば70％交付税ですれば３割で済むわけですから、１億円ぐらいで済んでいるはずだと、私はそういう理解をしました。

それから、運営管理費、委託費、維持管理費、もろもろを入れて６億7000万円という費用を使っていると。最終的には、今言う持ち出し費用が建設費の４億円、それから生ごみ処理の360万円、運営管理費の６億7000万円、ただ一つだけ、生ごみ処理を推進する中で、鹿本地区に限定した分をモデル地区を使って生ごみ処理をしてあります。これをちょっとどのくらい費用がかかるとかいと調べたら、なかなか見つからんだったんですが、鹿本管内は一般収集と一緒になって処理費、一般収集料を出しているのでわからない。しかし、モデル地区、山鹿、鹿北、鹿央、菊鹿についての、その収集の費用をちょっと調べてみると、四千五、六百万円はこれにかかると。だから、要は今の経費にこれを足していくと約11億5000万円、今まで使ってきている数字だろうと。歳入につきましては、先ほどちょっとお話がありましたとおりに２億6000万円、そうしますと11億5000万円から２億円引いて、８億8000万円の費用が、今までの中で行政としては出してきているよということであります。

特に今回質問に至ったのは、本年度の予算にバイオマスセンター管理費として、なおかつ6300万円ある。廃止した後の施設の解体費についても幾らかかるかわからない。そういう中で、バイオマスセンターを設置したときの利用規程等がありまして、ある程度利用が束縛されているという中で、ならば同じ畜産農家でも、山鹿市にあるのに使われんだったぞという人たちもたくさんおられます。そして、まして

や住民に還元するプラスというのが余りないのに、何で８億円も９億円も一般財源から税収を使って持ち出していってるのかと。これをどういう形で今後整理をしながら、バイオマスについての整理をされていくのかなと、こういう内容を踏まえて、市長のお考え、お気持ちをお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの永田議員のご質問にお答えいたす前に、先ほど永田議員からもございましたけども、先般、山鹿会場での女子ハンドボール世界選手権大会山鹿大会、一応終了したところでございます。まだ、大会自体は15日まであっておるわけでございますけども、山鹿会場、議員各位を初め、市民の方々、そしてまたボランティア、担当職員や多くの皆さん方の支え、そしてまた応援いただいた市民の方々、そして小中高生のあの熱烈な応援によりまして、非常に会場を盛り上げていただき、また大会を盛り上げていただき、盛会のうちにこの山鹿大会を終えましたことを、本当に心から感謝申し上げたいと思っております。また、その後のパークドームの試合におきましても、山鹿市議会の議員さん方、同じ制服で、そして揃ってメーンスタンドで熱心な応援をいただきまして、こちらから見ていて本当にありがたいな、すばらしいなと、そんな思いをつくづくいたしたところでございます。改めて、議員各位、そして市民の方々の温かいご理解・ご支援に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの永田議員のバイオマス事業に取り組んでの、そしてまたいろんな課題があったわけでございますけども、それについての私の思いを申し上げたいと思います。

これにつきましては、鹿本町の置かれた環境、地域状況、以前のことから少しお話することが大事かなと思っております。旧鹿本町は18平方キロメートルと大変狭い土地でございますし、ほとんどが水田でございます。また基幹産業は農業という位置づけの中でこれまで展開がなされてきたということでございます。

そういった中で、私が就農しましたこと今から40数年前、当時の鹿本町役場の経済課の担当の方々も、やはり農業、畜産と耕種農家が連携した、そして地域農業を活性化していくんだという、そういった思いの中でぜひ畜産の振興、そしてそれに伴う堆肥センターの設置をということで、40数年前からそういった論議がなされてまいりました。当時、今、四国ですばらしいそういった施設があると、ぜひ見に行って、必ず実現しますよという、そういった強い当時の担当職員の方の声を今でも

覚えております。以来、旧鹿本町での農業の振興、そういった畜産の振興、堆肥センターの設置は大きな課題としていろいろと展開されてきたところでございますけども、なかなかそれがなし得なかった、そして今日に至ったということでございます。

そういった中で、皆さん方ご存じのように、平成11年に畜産廃棄物の処理の適正化、そして、その活用の法律が制定されました。当時、鹿本町では先ほど言いましたような土地条件・環境でございましたので、畜産農家の方々は野積みで堆肥を積み上げていらっしゃった。そういったことがハエや悪臭、そして地下浸透と、そういった非常に大きな課題を抱えておりまして、そういった苦情が頻繁に当時の役場に来ておったということでございますし、その解決は法律の上からも、そしてまた地域としても、町としても、取り組まねばならない状況だったということでございます。

そういった中で、平成14年12月にバイオマス日本総合戦略国家プロジェクトが国のプロジェクトとして閣議決定されました。当時、先ほど言いましたように、平成11年の法律の制定から、しきりにどうあるべきかということを検討を重ねてきた中で、こういった大きな国家プロジェクトができたということで、ぜひそういったことにチャレンジしながら、これまでの地域の課題、そしてまた畜産農家の育成、そういったものに取り組んでいくべきであるという熱い思いの中で事業に取り組んできたところでございます。ちょうど工事が始まったのは合併前でございました。先ほどの起債の問題等があったと思いますけども、当時、旧鹿本町での展開でございました。当時、できれば補正債をということで交付税の見返りのあるようなものをということで、しきりに展開してきたところでございましたけども、最終的にはそれが叶わなかったということで、残念に思ったところでございます。

そういった中で、平成17年10月に合併いたしましたときに、この本格供用開始になったところでございます。事業展開する中でいろんな課題が出てきました。それは、ただいま永田議員も言われましたように、旧鹿本町の畜産農家だけがそれを利用するという、それで均等性があるのかといった話がいっぱい出てきました。当然だと思います。そしてまた、生ごみの旧鹿本町ではクリーンセンターの負荷を軽減するために、そして費用を抑えるために、生ごみの処理もそれに一緒にやりながら、そしてそちらの費用を下げていく、そして良質な堆肥をつくっていく。そういった構想の中で展開をしたところでございますけども、合併した中で全体のその生ごみが入れられるかというと、それは入れられないと。そしてまた、それを各個別に市民の方々にお願いしたときに、なかなかそれは受け入れられないと。そういった中で、市全体の先ほどの堆肥の搬入も含めてですけども、公平性・均等性、そういっ

たものが非常に問題があると。それは既に議員の方々からもたくさんのご意見等をいただいてきたところでございます。

さらには、このシステム、新しいシステムでございましたので、ヨーロッパが先進地でございましたので、そういったヨーロッパの技術や機械等を導入したということで、その途中でのメンテナンスや、またそういったところに非常に大きな費用を要した、さらに時間を要したということで、大変そういった面はふぐあいだったなという思いをいたしております。

そういった中、いろいろ検討する中で先ほど言いましたような幾つもの課題をクリアするために検討した中で、この事業については長期的に今後末永くこの事業を展開していくことは非常に市の負担としても大きい、困難性があるということで、これは一つの区切りをつけるべきであるという判断をいたしたところでございます。それ以後の取り組み等々、状況につきましては先ほど経済部長が申し上げたとおりでございます。

そういった中で、やはりこの熱い思いを持ちながら、畜産農家、そしてまた環境の整備、新エネルギー等々を考えながら取り組んできた事業をこういった形で事業を中止し、方向を転換し、さらには補助金の返還等に至る、このことは大変残念であると。私といたしましてはじくじたる思いでございます。そういった思いをいたしております。

しかしながら、この事業の大きな目的でございました畜産の振興、農業の振興の上におきましては、当時、先ほども言いましたような、なかなか畜産用地として場所がない、堆肥舎もない。畜産はその販売と、最後の糞尿の処理が一番の課題でございます。これなくして規模拡大等はできないわけでございますけども、そういった家の周りで何十頭かの酪農をしとった若い夢を持った農業青年が、このバイオマスセンターの建設と同時に大きな夢の挑戦への第一歩を踏み切ったと。そして、以来、大変な頑張りを展開し、今日では大きい還元として、税としての還元、あるいはまた雇用の場の提供、そういったものに貢献していただいております。

さらには、彼らが培った技術、経営力、そういったものは数年前に天皇賞をいただくというような、日本で最高の賞をとるような、そういった畜産農家が生まれてきたと。さらには、今日、熊本県の畜産、九州、いや全国のそういった組織のリーダーとして頑張るような青年が誕生した。そのことは大変ありがたい。こういった大変な費用をしましたけれども、そういった意欲ある農業後継者が、青年が、経営者が生まれてきたことを私は大きな誇りといたしております。

今後につきましては、彼らがこの取り組んできた事業の思いをしっかりと体に、胸にしみ込ませながら、みずからの経営だけじゃなくして、山鹿市全体の農業の発

展に大きく力強く踏み出してくれることを、私は確信いたしております。そのことを申し上げまして、答弁といたします。終わります。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今、市長の話をお伺いしまして、非常に苦しい答弁と理解をしました。というのは何でかと言うと、平成11年、法律の話で、畜産三法が制定されたときですよね、畜産排せつ物をきれいにしなさいと。僕はちょうど議員になった年でありました。山鹿市議会でも何回もこれは質問してきました。ただ、今言われるように、確かに一つの過程としてありますけども、今、みんなが思っていることは、鹿本町だけのバイオマスセンターじゃなかろうがと、市長さんも鹿本町の市長さんじゃなかろうがと、山鹿市全体のことを考えて、しっかりやっていただいてもらっているわけですから、その辺はしっかり山鹿市全体の課題としてバイオマスセンターは残っているよということも頭に置いていただいて、今後対応していただきたいなと思います。

終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時44分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時00分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

３番議員、日本共産党の芋生　よしやです。市民の皆さんを代表して一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして、４項目、一問一答にてお願いいたします。

まず初めに、市民の声が生きる市政についてお尋ねします。

９月議会で市の説明責任、市の姿勢についての質問に、市長は十分かつ丁寧に説明責任を果たすことが重要であり、施策・事業をスタートする際の事前説明や実施

中に生じた課題等への対応はもとより、完成・終了後の市民の反応についても、次の施策・事業へ生かすために不可欠なものと考えますとの答弁をもらっていました。

私のところに10月に入ってすぐ、原部に住んでいる者だが、路線バスはなぜバイパス経由が残ることになったのか、変更になったばかりだが、来民中町経由に戻せないのか、事前の説明はなかったので意見を言う機会がなかったと電話がありました。議会で取り上げた経緯や市側の説明をお伝えしました。

また、９月の議会報告会の中でサイクリングターミナル廃止について、区長をしていたのに事前の説明はなかった。議会傍聴に来て執行部の答弁が丁寧に説明しましたと言っていることに驚き抗議をした。きちんと決定する前に伝えるべきだと意見がありました。９月議会の時にも指摘しましたので、繰り返しにはなりますが、住民の皆さんは何かが決まる前に説明をしてほしい、決まった後で報告をされても意見を言う場がないと異口同音におっしゃっているのです。今、高裁に上告して争われている鹿央町の小学校統廃合問題でも、同じように地元には事前に説明がなかったと住民たちは主張しています。

このように、住民側からは事前の説明ではなく、決定してからの報告があっただけだとの声が続いていることから、私は市長が言う説明責任は果たされていないと思います。市長は、山鹿市が説明責任を果たせているとお考えですか。事前説明が不足しているとする市民の声との認識の違いをどう捉えていますか。お答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問の１点目、政策等に関して市民への説明責任が果たされているのか、また事前説明不足とする市民側との認識の違いについて、お答えいたします。

市民への十分な説明に関する市長としての姿勢につきましては、９月議会でお答えしたとおり、私自身が直接全ての施策・事業について、市民の皆様に説明することは難しいものの、市の説明責任のあり方として、充分かつ丁寧に責任を果たすことは大変重要であるとの考えに変わりはなく、行政の基本であると考えております。

しかしながら、事後の説明だけで事前の説明が不十分であったというご意見が、市民の方々の中から聞かれたことに関しまして、説明の仕方に不備がなかったのかの反省も含め、真摯に受けとめなければならないと考えております。

特に、事業や施策の対象地域、関係者が多い地域ではなおのこと、事前説明から

事後の説明までの各段階的な時期で多様化したニーズに合わせ、十分かつ丁寧な説明を行うよう職員へ徹底させてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

十分かつ丁寧に説明責任を果たすことが行政の基本だが、市民の意見から見ると説明の仕方に不備がなかったかの反省と真摯に受けとめが必要で、職員に徹底をするとのことでした。

しかし、この市長の答弁に２点、問題を指摘しておきたいと思います。

１点目、住民の批判や怒りは事前の説明が不十分、説明の仕方に不備という段階ではなく、先ほど市長は行政の基本と答えられましたが、住民から意見を聞いて、市政に反映させる、地方自治体の主権者は住民・市民であり、市政運営の基本は主権者である住民・市民から負託された権限を行使するものだということの認識が不十分で、これまで行ってきた説明会は、協議会や審議会で決まったことを市民に伝えるだけの報告会で、質問や意見を聞くものではなかったと思います。この点をしっかり反省すべきです。

２点目は、市長の説明責任のあり方、事前、実施中、完成後ということには、私も大賛成です。しかし、その姿勢が市全体に浸透しているとは言えないと思います。事前説明はなぜ行わないのかとの質問に、執行部側からはまだ審議会で決定されていないので、説明会は開けないとの答えが返ってきます。このような答えが１件ではなく、続いていることから、職員は説明責任とは決まったことを住民に伝えることだと考えているのではないでしょうか。

以上のことから、市長に２点、お聞きします。

１つ目、住民の不満や怒りが鹿央町小学校統廃合裁判、サイクリングターミナル廃止への説明をしたとする議会答弁への抗議、来民中町経由バス路線の陳情書などにあらわれています。事前に意見が言え、質問ができる説明会を設けてこなかったからだと反省すべきだと思いますが、どうですか。

２つ目は、説明責任について、市長の考えが職員に十分伝わっていないと考えますが、どうですか。

以上の２点について、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問の２点目、さらなる住民参加・参画に向けてできることはないかというご質問について、お答えいたします。

［「その質問ではなくて、今お聞きしたことにお答えしていただきたいのですが。」との声あり］

○市長（中嶋　憲正君）

質問のあれですけど、一応答弁させていただきます。

そうした考えのもと、市政に住民の意見を反映させることを目的に、幅広い分野から人選をした協議会や審議会では、さまざまなお立場で参画していただき、ご意見をいただきながらの総合計画や総合戦略など、市政運営の基本方針となる施策を策定いただいているところでございます。

協議会や審議会へ全ての市民が参画していただくことはできませんが、その計画や施策の形成過程において、もっと情報を公開しながら、進捗状況を明らかにしていくことも必要であると思いますし、市民公募委員の募集方法の見直しなど、市民が参画しやすい環境を工夫してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時11分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時24分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長には、説明会、要するに事前に意見が言える説明会を設けていなかったのではないかということをお伺いしたかったわけですが、また職員のほうに市長の考えがしっかり伝わっていないのではないかということにもお答えいただきたかったのですが、市長の答弁の中に、職員には十分な、そして丁寧な説明を行うよう徹底させてまいりますとお答えいただいているので、事前に市民がきちんと意見を言えるような説明会をやっていただくことをぜひお願いしたいと思います。

そして、今、市民と行政が情報を共有し、同じ課題について考え、話し合い、そ

の結果を市政に生かすことが、地域の問題を自分たちで解決する主体性のあるまちづくりにつながると思います。説明責任というのは、なぜ判断したのか、結論だけではなく、その根拠とプロセスを明確にすること、主権者たる住民に意思の決定の見える化を行うことです。市政への市民参加の推進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的として、市民参加条例を策定している自治体もあります。

一つ例を挙げますと、伊達市では、住みやすいまちをつくるためには、市民と行政がお互いの立場を尊重し、信頼し、協働することが大切だとして、まちづくりの主役である市民の英知と行政の積極的な取り組みによって、よりよいまちづくりを進めるためにと条例を定めています。

山鹿市では、さらなる市民参加・参画に向けてできることはないか、それを市長に問いました。そして、今、市長のほうからは、私が今述べましたように、市民と行政の協働によるまちづくりが大変重要であること、そして市民が全ての協議会や審議会に参画していただくことはできないが、もっと情報を公開しながら、進捗状況を明らかにしていくことも必要であると答弁いただいています。もっと市民が参画しやすい環境を工夫してまいりたいとも述べていただきました。

しかし、これまで市民から出ている、事前説明はなかった、意見が言えなかったという声には、もっときちんと応えていかなくてはならないのではないでしょうか。市長は、協議会や審議会に大きな期待をかけていらっしゃるようですが、協議会・審議会にかけたから住民の意見を聞いた、説明責任が果たせたというのは間違いです。繰り返しになりますが、来民中町経由バス路線廃止を決定した地域公共交通活性化協議会の内容、９月議会で取り上げたことですが、協議会の構成は24人中、市民代表は７人、地元の状況をよく知っている鹿本からの代表は１人だった。協議会開催回数は３月と５月のみで、３月は市民の代表は多数が欠席し、５月は７名中６名が入れかわっていた。事前説明はなく、協議会が出した結論を区長会で説明した。住民からの事前の聞き取りはなかった。現地視察は行っていなかった。また、協議会での意見交換での発言者は２人だった。このような協議会で十分な市民の声が反映されるとお考えでしょうか。

私は、ここに県北広域本部が国道325号線４車線化事業に伴う説明会開催についてというお知らせを持っています。山鹿市方保田から鹿本町下高橋を対象区間として事業計画の概要について説明会を開催するというものです。日程は11月19日、11月20日、もう過ぎましたが、２日間にわたって開催するようになっています。この日程をお知らせして、ここに集う住民の方に意見を言ってくださいという場が設けられているのです。

熊本県がやっているような方法を、山鹿市でも取り入れるべきではないですか。住民が行政活動に参加する権利が保障されるように、市長の見直しや工夫するとの答弁に加え、提案があります。

１つ目、行政情報は市民に便利でわかりやすいものにする。市民の知りたい、市民にお知らせしたい最新情報が提供できるようにする。文書提供だけでなく、ホームページなどに情報を掲載し、Ｑ＆Ａを設ける。判断した結論だけではなく、その根拠とプロセスを明確にし、意思決定の見える化を行うこと。

２つ目の提案は、市民と行政がお互いの立場を尊重し、信頼し、協働することを基本原則とする。協議会・審議会では、施設の中での会議に終わらせず、現地に足を運んで住民の意見を聞く場を設けること。

この２つの提案について、市長、やるべきではないでしょうか。どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の２回目の質問にお答えしたいと思います。

市民の方々にわかりやすく、丁寧に説明すべきじゃないかという話、また事後の報告等についてもしっかりと報告すべきじゃないかというお話、なるほどというふうに聞いております。私たちも、今、行政としてそういった気持ちの中で、いつも職員に住民が主体であって、住民が主権であると。そういった思いは何ら変わるところはございません。住民が中心であると。そういった市民を中心にした市政を展開しているつもりでございますけども、そういった中でしっかり説明する、またお話を聞く、これは基本的なことかなと。そのことは日ごろ、私はいろんな幹部会議の中でも申し上げておりますように、またかつ職員もそういった気持ちの中で展開していると私は確信をいたしております。芋生議員のご指摘、見方によって、その違い、非常に厳しいご意見をいただいておりますけども、私はそういった思いの中で取り組んでおるし、職員もそういった気持ちの中で頑張っていると、そのことを私は確信をいたしております。以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長としては、職員も一丸となって住民が主体であるということを実感している

し、実施しているとのお答えでした。しかし、もう何度も言っていますように、住民側からの声をもっと聞くべきだと思います。そうでなかったら、さまざまな説明が足りていないというご意見が出ないと思います。説明をするに加えて、意見を聞くというところをもっと大切にしていただきたいと思います。

そして、一方、市民や住民側からすれば、自分たちがまちづくりの主役であることを自覚し、積極的に参加することが重要です。説明会やパブリックコメントなど、自分の意見を述べる機会には積極的に意見を述べ、不足していると思われる情報については説明をしてほしいという努力も欠かせません。住民側も主体的にまちづくりにかかわっていくことが重要であることも述べ、２項目めの質問に移ります。

２項目めは、都市計画税についてです。

ここ近年、都市計画税の役割は終わったとして廃止する自治体が幾つもあります。そこで、山鹿市の都市計画税についてお尋ねしていきたいと思います。

自宅を新築した方から、税務課から都市計画税がかかることを説明されたが、払っていない方もいるのに、払った税で自分たちの地域でないところの整備がされるということに納得がいかないとお話がありました。

そこで、お尋ねします。都市計画税、山鹿市や他市の課税状況、２つ目は都市計画税の目的、内容の周知はどうなっているでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

芋生議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、都市計画税の概要について、ご説明をいたします。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業が実施されることにより、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められるという受益関係に着目して、土地及び家屋の所有者に対し課せられる市税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税です。

お尋ねの１点目の他市の課税状況につきましては、県内14市のうち、本市を含め５自治体で課税をしております。また、税率は都市計画税の課税標準額に対しまして、本市と天草市が0.3％、熊本市、人吉市、玉名市が0.2％となっております。

ちなみに、都市計画税を課税していない９市のうち４市につきましては、固定資産税の超過税率適用団体であり、固定資産税の課税標準額に対しまして標準税率1.4％を超える1.5％から1.6％を固定資産税率と設定されており、広く課税をされております。

なお、本市の平成30年度決算におきましては、都市計画税の納税義務者数は6037人、課税額は１億4159万1900円となっております。

２点目の目的につきましては、冒頭申し上げましたが、都市計画事業や土地区画整理事業等に充当することが目的となっております。

内容の周知につきましては、市のホームページや納税通知書等で市民への周知を図っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

固定資産税に加え、都市計画税を払っている納税者がいますが、山鹿市の全てがその都市計画税を払っている納税者ではありません。道路、公園、下水道整備などの都市計画事業等の費用に使うという目的で、市街化区域と決められている地域に土地や建物を所有している人が、平成30年度は6037人納税をしたとのことです。県内14市では、５市が都市計画税を設けていて、税率もそれぞれ違うということです。都市計画税を設定していない自治体もあります。荒尾市では、都市計画税を設けるという考えはなかったそうです。ただし、答弁にもありましたように、固定資産税の税率が標準税率よりも高くなっているそうなので、市全体で財源を確保しているのだと言えます。さらに、残りの５市では都市計画税は設けられていません。しかし、決して都市整備事業が行われていないわけではありません。山鹿市はホームページや納税通知書などで周知しているとのことですが、自治体の中では目的がはっきりある税だということで、住民に知らせ、目的や使い道について、さらに質問にも答えようとホームページにＱ＆Ａが設けてあるところもあります。ですから、目的がはっきりわかるように、山鹿市のホームページの改善なども、後でちょっと触れますが、求めていきたいと思っているところです。

都市計画事業では、その事業がどうなっているのか、さらに都市計画税をどういうふうに使っていこうとしているのかを聞きたいと思います。現在までの事業、そして事業費及び現在の使途について、都市計画事業の今後はどうなっているかについてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員のご質問、都市計画事業の今後について、お答えいたします。

まず最初に、これまでの都市計画事業に要した費用について、毎年、総務省に提出しております地方財政状況調査をもとにご説明申し上げます。

都市計画区域の指定がなされた昭和46年度から平成30年度までの期間に、総事業費で409億266万9000円となっており、その内訳につきましては、街路費が52億8742万4000円、公園費が115億1654万7000円、下水道費が176億5365万6000円、その他区画整理費等で64億4504万2000円となっております。

次に、都市計画税の現在の使途につきましては、さきの９月定例会で報告しました平成30年度決算における財政状況に掲載しておりますとおり、街路整備や下水道整備の地方債償還費に充てられている状況でございます。こうした都市計画事業への税の充当により、都市施設の早期整備が図られ、居住環境の改善や土地利用の増進に寄与してきたものと考えております。

都市計画事業の今後につきましては、直面する人口減少や地方経済の縮小といった課題に対応するため、公共施設の集約化と活用による小さな拠点の形成など、いわゆる都市のコンパクト化の推進とあわせて、これまでに整備された都市施設の計画的な更新等を図る上においても重要な施策であると考えておりますので、引き続き、都市計画のあり方や対象地域、規模等について、十分な検討を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市の大まかな都市計画事業の現状がわかりました。

私は、昭和46年度、都市計画税ができてから平成30年度までの納税額をお尋ねしました。56億6354万7000円だそうで、今教えていただきました総事業費の13.8％に当たっています。

それでは、説明があったように、都市計画事業での整備はその居住地域の住民だけが利益を得て、その利益がふえていっているのでしょうか。整備の状況にこれらがよくわからないのに、納税を続けていかなければならないのでしょうか。都市計画税は使途が包括的で一般的です。課税区域も弾力的に設定することが許容されており、課税根拠も受益者負担金のように個別・具体的な特定の受益者負担関係におかれているのではなく、一般的です。このようなことから、ここ近年、都市計画税の役割は終わったと廃止にした自治体、合併の機会に廃止にしたという自治体もあ

るのです。

それでは、市長、山鹿市では都市計画税について、今後はどう考えているのですか。答弁をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、都市計画税の今後の方針について、お答えいたします。

さきに、部長が答弁いたしましたとおり、人口減少社会を迎える中にあって、どのようなまちづくりを進めていくのか、今後の都市計画のあり方や整備水準について十分議論を深めてまいる一方で、持続可能な安定的な財政運営を図るための財源についても、現在、都市計画税のご負担をいただいている住民の方々のご意見、受益者負担のあり方、税負担の公平性等を総合的に勘案して、都市計画税のあり方を判断してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長の答弁では、納税者は納得できないと思います。例えば、私の居住地域も用途地域となっており、都市計画税を納税しております。下水道の整備は行われ、大変便利になっておりますが、その分、使用料がかかっています。私の住んでいる地域には公園の整備はありません。逆に、公園が同地域に幾つも設置されているところもあります。例えば、この地域は予定していた計画は進んだので、次の地域でこういった整備を計画していくということが大まかにでもわかっていれば、受益があると捉えられるのではないでしょうか。

そこで、次の２点を要望します。

１点目、引き続き必要な税であるならば、十分な説明責任を果たすこと。都市計画税収の使途について、都市計画事業等に充当されずに固定資産税と同様に一般財源として使用されているのではないかとの疑問が持たれないように、地方団体が議会や住民に対し、十分な説明責任を果たす必要があると指摘もされているところです。ほかの自治体も参考に、ホームページの掲載でももっと丁寧な説明をしてほしいと思います。

都市計画税を充当しての事業計画が予定されていないことから廃止する。（豊後大野市　平成29年）近年の税を取り巻く社会情勢の変化の中で、事業の進捗や課税の公平性など検討を重ね廃止する。（鳥取県倉吉市　平成25年）合併協議で市全体として均衡のとれた課税とするため廃止する。一般財源で事業を進める。（三重県伊賀市）市街化区域と市街化調整区域の隔たりのない均衡あるまちづくりを推進するために廃止する。（栃木県壬生町　平成25年）

山鹿市も、今開発が進んでいるのは、トライアルなどができている地域がずっとさまざまな大型店舗ができてきています。また、山鹿市白石十三部から鹿本町へ向かっては、まださらに商店や大型店舗などができてきています。山鹿市も都市計画としての状況は、年々変化をしているのではないかと思います。そういう変化に対し、今後の都市計画事業はどう考えているのかよく議論して、見直し、廃止の検討もしていくべきではないかと思いますが、その２点について、引き続き必要な税であるなら、十分説明責任を果たすこと。都市計画税の事業をどう考えているか議論して、見直しや廃止の検討をするべきだという２つの点でいかがでしょうか、市長。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

先ほども申し上げましたように、この都市計画税のあり方、そして今後の税の負担等々、公平性・必要性、そういったものについて、先ほど申し上げましたように、しっかりと議論を深めていくということを申し上げましたけれども、そのように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

公平性をしっかり考えて議論していただくということなのでお願いします。

３項目めに移ります。高齢者施策の充実で、聞こえのバリアフリーについて質問します。

山鹿市でも軽度・中等度の難聴児の補聴器購入補助が行われています。それはなぜどういう効果を狙って行われているのですか。また、どういう判断で手話通訳者を配置されたのですか、そこをお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

芋生議員の一般質問にお答えいたします。

まず、１点目の難聴の子供への補聴器購入助成につきましては、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある18歳未満の子供さんに対し、補聴器の使用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師による判断がなされた方を対象に、平成19年度より補聴器の購入費用の一部を助成しているところでございます。

補聴器を使用してほかの人の音声言語を正確に聞くことにより、音声言語能力の向上を図り、他の児童とひとしく学び、コミュニケーション能力や知的能力等の成長に寄与することを目的としております。

次に、２点目の手話通訳者配置につきましては、山鹿市第３期障害者計画の基本目標であります、誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現に向けた取り組みの一つとして、聴覚に障害のある方の市役所での各種手続の際の職員との意思疎通における負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、市役所庁舎内に手話通訳者を配置することで、来庁される市民の方々への障害に対する理解、啓発を促すことを目的としております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

難聴の子供たちに、程度の軽いうちに手だてを行い、改善させようと補助が行われている。また、聴力障害のある方にも配慮して、手話通訳者の配置が行われているわけです。

加齢などによって、年をとることによって耳が遠くなり、家族や周りの方と会話のコミュニケーションがとりにくいと嘆く高齢者も、補聴器を早めにつけることで大きな効果が生まれます。しかし、補聴器は高額です。購入してもうまく機能しないと何度も調整することも必要ですし、合わずに買いかえる、電池の交換と、購入後もお金が大変かかるので、購入することをためらう方も多いのです。しかし、そうやって手だてを行っておかないと、さまざまな症状が出てきます。

厚生労働省の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略2015年）の中でも、難聴は認知症の危険因子の一つとされています。また、難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、会話の機会が減り、ひきこもりになりがちです。高齢者

の運転の事故が取り上げられていますが、聴力低下も運転には大変危険です。音の刺激が少ない状態になれてしまった難聴の脳には、聞こえに必要な音量の音を入れると、環境音や雑音がうるさくて苦痛を感じるようになってしまいます。早めに補聴器をつけて音を聞き、調整を受けて聞こえの改善が図られれば、何歳からでも脳は確実に変化をしていくことが近年わかってきています。少し前までは高齢者の脳は改善しないと言われていましたが、高齢になっても改善していく、それがわかってきています。子供たちと同様に、軽度な状況のときに補聴器をつけることが大切なのです。そういうことがわかってきているので、重度になって障害者認定によって補聴器補助が受けられることを待たずに、軽度・中等度の難聴者に補聴器購入補助を行う自治体がふえてきています。山鹿市においても、難聴者の方々の生きがいと生活を支援するためにも、補聴器購入への補助制度が必要だと思いますが、その見解を求めます。

さらに、磁器ループ（ヒアリングループ）の設置についてです。騒音のある場所や大勢の人が集まる場所では、補聴器をつけていても音声を正確に聞き取ることは困難となります。そういう場所にヒアリングループがあれば、専用受信機を使う、また補聴器のモードを切りかえることで、音声が電気信号として直接届き、目的の音、声だけを聞き取ることができ、体験難聴者はとてもよく聞こえる、耳元で話されているように聞こえるなどの感想が寄せられているそうです。携帯用のヒアリングループであれば、必要な会場に貸し出しすることもできます。まず、携帯型ヒアリングループを設置できませんか。

以上、軽度・中等度の難聴者補聴器購入補助とヒアリングループの設置の２点について答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

芋生議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の加齢による難聴者への補聴器購入助成でございますが、現在、本市の補聴器購入助成の要件としましては、聴覚障害で身体障害者手帳の６級以上の所持を要件としております。補聴器購入の相談があれば、その都度、制度の説明を行い、主治医の先生とご相談の上で、身体障害者手帳を取得していただき、後日、補聴器購入助成の申請をしていただいている状況でございます。手帳取得につきましては、年齢制限や難聴の原因による制限は設けておらず、加齢による難聴であっても身体障害者手帳の取得はできますので、特別に高齢者に特化した補聴器購入の

助成は現在考えておりません。

次に、２点目の磁器ヒアリングループ設置について、お答えいたします。

ヒアリングループとは、難聴の方の聞こえを支援する設備であり、一定の支援する範囲をケーブルで囲み、その囲んだ範囲に誘導磁界を発生させ、音声磁場をつくることにより、周りの騒音・雑音に邪魔をされず、目的の音だけを正確に聞き取ることができるようにするものでございます。施設内の設備と専用の受信機器があれば使用ができます。全国的には、市役所等の受付窓口や会議室等に設置をしている自治体が幾つかございますが、現状を確認いたしますと使用頻度がほとんどない自治体が多いと伺っております。設備の導入には、実用性や費用対効果など慎重な検討が必要であり、現時点で本市での導入の計画はいたしておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

加齢性難聴であっても、障害者手帳を取得すれば、それに応じてできるということですが、先ほど申しましたように、軽度・中等度の状況の中で早めに対応していくことを求めているわけです。

また、磁器ループについても、周知が十分にされていなく、活用されていないというところもあるようですが、そのことも合わせて高齢者の活動、生活、いろんなところに影響していきますので、引き続き導入を求めていくつもりでおります。

最後に、市長にお尋ねします。

高齢化に対応して、新聞や書籍の活字は大きく読みやすくなってきました。同じように、聞こえや環境の整備改善を進めることが求められていると思います。

ここに、第７期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、山鹿市がつくっているものですが、これを私も読ませていただきました。高齢者の誰もが心豊かに生き生きと暮らすことができるまちをと、ここに書かれています。市長も最初のページにしっかり述べていらっしゃいます。高齢者自身が役割を持ち、社会の担い手になることが望まれる、豊かな知恵と経験を生かし、地域社会に参画する高齢者地域の絆を結び直す役割を担う高齢者は重要とお考えの山鹿市としては、聞こえのバリアフリーを福祉のまちづくりに位置づけて取り組むことが必要です。早期発見・早期対応が行われれば、コミュニケーションがとれ、孤立化を防ぎ、認知症予防にもなり、医療費削減にもつながっていきます。山鹿市でも支援を検討すべきです。市長の見解を求めておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、高齢者施策の充実についての３回目、加齢による軽度の難聴者への補聴器購入助成の実施について、お答えいたします。

難聴の方に対する支援等につきましては、先ほど担当部長よりご答弁申し上げたとおり、現行制度にのっとり適切・丁寧に対応してまいります。

いずれにせよ、地域住民や福祉関係者、関係機関等による情報の共有、連携、協働のもと、難聴をお持ちの方に限らず、市民一人一人を地域で支え合う仕組みづくりや全ての人が外出しやすい環境づくりに今後も力を注いでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

さまざまな方に対しての地域や周りの方たちの支援、これは大変重要で、皆さんが心がけるべきことだと思います。しかし、今も申しましたように、早めの対応がその本人が苦痛を感じず、さまざまなところに出ていく機会を得られるものだと思っています。さらなる検討をお願いしたいと思います。

最後に通学路の安全対策についてお尋ねします。

先ほど永田　紘二議員が質問をされましたので、それ以外のことでお尋ねしたいと思います。

全国の痛ましい事故を受け、多くの皆さんが不安を持ち、対策を願っていると思います。一番は、子供の立場に立った安全対策が必要だと考えています。子供たちがみずからの命を守るための交通安全教育はどう行われているのでしょうか。自分がルールを守っていても、守らない人によって事故に遭うことがあるということを認識させることも重要です。型どおりの交通ルールを教えるだけでは、今般の事故は防げないという状況にも対処していく必要があります。児童生徒の発達の段階に応じた安全指導・安全学習が重要でもあります。主体的に行動する力を身につけさせることが大切で、危機を予測して、それを回避する力につながるような安全教育の時間確保が必要です。みずからの命を守るための交通安全教育はどう行われているのか、どんな対応が行われたのでしょうか。

２つ目は、子供の安心安全を考え、通学路の見直しはどうなのかという点です。通学路の設定は４月に行われ、また８月にも見直すと、先ほども答弁がありました。子供たちの安心安全を一番に考えるときには、さまざまな機会、状況を見て見直しを考えていくことも必要ではないでしょうか。そういった検討は行うとは言われましたが、現段階で改めて検討したり、見直したりしたことがあるのでしょうか。子供の安心安全を考え、通学路の見直しはどうかという、２点について答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

芋生議員の一般質問、通学路の安全対策について、お答えいたします。

ご質問の１点目、みずからの命を守るための交通安全教育についてでございますが、大津市の園児死傷事故や川崎市登戸の通り魔事件のように、交通ルールなどを守っているにもかかわらず、予想しがたい事件・事故に巻き込まれるケースが発生している状況に鑑み、教育委員会においては学警連を通じて、青少年の健全育成、地域の見守り活動など、さまざまな活動を山鹿警察署と連携しながら行っているところであります。

また、児童や生徒、地域の方々が、みずから身を守る行動も必要ではないかと考えており、学校では危険予測能力を育む交通安全教育を充実させ、スタントマンを活用した交通安全教室等の取り組みも行っております。

さらに、差し迫った危険から身を守るために、日ごろからどのようなことに注意をし、心構えをすればいいのか、また事件・事故に遭遇した場合の対処の仕方などを山鹿警察署の協力により各学校へ通知しているところでございます。

山鹿警察署においては、学校の要望があれば警察官を学校に派遣し、教師や児童生徒、さらには地域の方々に防犯指導や助言などを行っていただけることとなっております。

次に、２点目の通学路の見直しについて、お答えいたします。

学校の通学路につきましては、年度当初に学校と保護者、児童で通学予定路を確認し、その際、危険と思われる箇所等を確認の上、一番安全と思われる通学の経路を協議の上、通学路として学校が決定しております。また、年度途中であっても通学路の安全性等に問題が発生する場合には、学校が保護者との協議により、現状よりも安全性が確認できるといった場合に、通学経路を一部変更することも行っているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今の答弁によりますと、さまざまな対応も行っていただいておりますし、通学路の見直しもあるということです。本当に子供たちにとっては、今度の山鹿市での事故も大きなストレスになっているのではないかと思います。さらに、子供たちに安心して通学ができるという状況を、山鹿市でも保障していただきたいと思いますので、対応をよくお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時09分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆さま、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

先ほどもお話がございましたけども、女子ハンドボール世界選手権大会が開催されまして、山鹿市総合体育館での試合が大盛況の中で終了しましたことを、皆様とともにお喜びを申し上げたいと思います。大会の開催に際しまして、ご尽力いただきました皆様に感謝と敬意を表します。

それでは、発言通告に従いまして、今回４件の質問をいたします。４件のうち、３件につきましては、以前質問いたしました項目について、この進捗状況がなかなかわかりにくいということでありまして、今回特にその進捗状況についてお聞きをしていきたいと思います。ご了承、よろしくお願いいたします。また、他市では、この一般質問での問い合わせに対しまして、その質問者に対し進捗状況を伝えられているところもあるというふうにお聞きしております。

それでは、まず１件目、Ｎet119緊急通報システムの導入に対する進捗について

お聞きをいたします。

平成31年３月定例会におきまして、Ｎet119緊急通報システムの導入について質問をいたしております。答弁では、国の動向並びに近隣消防本部の整備状況を踏まえ、また社会公共の福祉の増進に資する観点から、平成31年度予算に計上し、そして平成32年４月１日の運用を目指しておりますとのことでございました。令和２年４月１日からのＮet119緊急通報システム運用に向けての現在の進捗状況についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の一般質問、Ｎet119緊急通報システムの導入に対する進捗状況について、お答えいたします。

Ｎet119緊急通報システムとは、ご存じのとおり、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者の方々が、消防署への通報を円滑に行うことができるシステムです。

Ｎet119緊急通報システムの導入状況につきましては、全国726消防本部中168消防本部が導入済みです。また、令和２年度末までに578消防本部が導入予定となっております。

熊本県内におきましては、令和２年度までに12消防本部中４消防本部が導入予定であると３月議会で答弁しておりましたが、その後の調査で８消防本部の導入計画があり、着々と広まりつつあります。

山鹿市消防本部では、このＮet119緊急通報システムの運用を令和２年４月から開始いたしますので、現在、そのシステムを運用するに当たり、準備を進めている段階でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今後、県内におきまして、令和２年度までに８消防本部への導入計画があるということの答弁があり、このシステムの必要性を痛感したところでございます。

先ほど緊急通報システムについての説明が若干ございました。スマートフォンなどから通報用のウエブサイトにアクセスまして、消防本部が消防隊や救急隊をどこ

に出動させるかを判断するために必要な、救急・火事の区別と、通報者の位置情報を入力すれば即座に消防本部に通報がつながり、その後にテキストチャットで詳細を確認できる仕組みになっております。

それでは、２回目の質問をいたします。

このシステムを利用するには登録が必要でございます。申請方法並びに利用方法の説明、またシステムの導入に対する市民の皆様への周知方法はどのようにされますか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員のご質問、Ｎet119緊急通報システムの登録について、お答えいたします。

Ｎet119緊急通報システムを利用するためには、事前に個人の登録が必要になります。現在、令和２年３月に山鹿市民の皆様に対しましての説明・登録会を予定しており、これに向けた周知方法として、広報やまがやホームページに掲載し、また説明・登録会の案内書及び申込書を各家庭に配布する準備をしているところでございます。

３月の説明・登録会につきましては、午前・午後と２回を予定しており、手話通訳者や要約筆記者の方々の協力のもと、聴覚や発声に障害のある方のためにわかりやすく説明いたします。

３月の説明・登録会に参加できない方、また今後、聴覚や発声の障害になられた方々に対しましても、令和２年度からその都度、利用申し込みができるように施策を講じてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

説明会、登録会の実施など、大変とは思いますけども、やはり市民への周知が一番大事と思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、２件目、ピロリ菌の検査事業についてでございます。

ピロリ菌検査の実施及び公費負担につきましては、過去４回の質問をいたしております。またかと思われるかもしれませんけども、多くの市民の皆様の要望であり

ます。平成28年６月、中嶋市長宛てにピロリ菌検査の導入と費用助成、１万5112名の署名を届けております。ご存じのとおり、ピロリ菌とはヘリコバクター・ピロリのことで、人などの胃に生息するグラム陰性微好気性細菌であります。慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの発生につながることが報告をされております。まずは、ピロリ菌がいるかいないかの検査が必要です。ピロリ菌に感染している日本人は、約3000万人以上いると言われております。

このようなことを踏まえ、成人向けのピロリ菌検査費用の公費助成を実施している自治体が増加傾向にあります。さきの質問での答弁では、山鹿市としましては集団検診の受託、受診機関からは新たに検査機器の整備や検査技師等のスタッフ確保が必要となり、山鹿市単独での体制整備は難しいとのことでありました。集団検診での実施が難しいのであれば、集団検診ではなく、市内の病院と連携し、病院でピロリ菌検査を受けることに対して公費助成をすることは難しいでしょうか。また、他市町の導入状況についてもお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

北原議員の一般質問、ピロリ菌検査事業について、お答えいたします。

ピロリ菌検査事業につきましては、平成30年12月議会における北原議員の一般質問への答弁で、山鹿市においては中学生を対象とした尿検査によるピロリ菌検査を実施することが望ましいとの方向性を確認し、実施に向けて進めていく旨申し上げております。また、先ほど議員からおっしゃっていただきましたが、成人を対象としたがん検診の項目に加えることにつきましては、国の指針が変更され、全国的な推進体制が整備されない限り困難であると考えております。

今回ご質問の、個別の医療機関におけるピロリ菌検査の助成事業につきましては、他市の状況といたしましては、令和元年度より、合志市、菊陽町、大津町において実施をされております。いずれも40歳以上で、食道や胃等に異常のない方、過去にピロリ菌の検査を受けたことがない方を対象とされております。今後も他市の状況につきましては、十分に確認をしていきたいと考えております。

現在、山鹿市のがん対策の中心としましては、これまでどおり、引き続き各種がん検診の受診率の向上及び検診後の保健指導の充実に全力で取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

山鹿市としては、引き続き各種がん検診の受診率の向上及び検診後の保健指導の充実に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますとの答弁でございました。

しかし、この受診率もなかなか上がっていないのも現実かと思います。さらなる受診率の向上に向けて、市民への周知をよろしくお願いをいたしておきたいと思います。

次は、中学２年生を対象にしたピロリ菌検査についてお聞きをいたします。

平成30年12月定例会答弁では、中学２年生を対象とした尿検査によるピロリ菌検査を実施することが望ましいのではないかという方向性を確認するに至りました。鹿本医師会様からも事業実施に向けて全面的な協力体制を整えたいとの意見をいただいております。ただし、事業の実施に当たりましては、医師会の協力体制の整備だけではなく、学校現場の体制整備及び保護者の理解を得ることなども丁寧に行っていく必要があります。平成31年度を学校現場の調整や保護者向けへの講演会など、啓蒙活動、検査から除菌までの工程を含め、鹿本医師会との協議を進める期間とし、平成32年度からの実施を目標とするものでございますとの答弁でございました。学校現場等での説明ももうなされたとは思います。令和２年からの中学２年生を対象としたピロリ菌検査は実施と考えてよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

北原議員のご質問、中学２年生に対するピロリ菌検査について、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、議員ご指摘のとおり、中学２年生を対象とした尿検査によるピロリ菌検査を実施することが望ましいという方向性を持っており、現在、学校現場の体制整備や啓発活動などの準備を行うとともに、検査の実施に向け検査過程における役割分担等について、関係機関との調整を行っているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

前回質問より約１年となっております。検査の実施に向け、検査過程における役割分担等について、関係機関との調整を行っているとの答弁でございましたけども、何と言いますか、そんなに時間がかかるかなと思った次第でございます。いずれにしましても、予定どおり、令和２年４月からの実施をお願いをいたしたいと思います。

それでは、２回目は中学２年生の対象者数並びに公費助成額について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

北原議員のご質問、検査対象者数及び費用について、お答えいたします。

検査対象者は、山鹿市管内の中学２年生で、令和２年４月１日現在で422名を見込んでおり、尿検査を行う１次検査、その中から陽性反応が出た生徒を対象にする尿素呼気試験による２次検査までを考えているところです。

検査実施に当たっては、事前に検査希望者を募集し、保護者の同意を得た上で実施したいと考えております。

また、検査費用については、１次検査の尿検査で１人当たり900円、２次検査の尿素呼気試験で１人当たり5000円程度を見込んでいるところです。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

全生徒が受診できる体制の強化、そしてこの検査を受診され、もし陽性反応が出ましたら２次検査を受け、先々重症化しないように処置をよろしくお願いをいたします。

３件目は、高齢者支援についてであります。自動車運転免許証の返納に対する取り組みについて、お聞きをいたします。

この件につきましては、ことし３月にも質問をいたしており、まだ期間はたっておりませんが、多くの方から自動車運転免許証返納に対する相談がありましたので、質問をいたしたいと思います。

３月の答弁を見ますと、協議の論点として、自主返納者を取り巻く交通環境や家

族構成などは多様でありますが、返納者間の支援は平等・公平でなければならず、返納後の支援の内容につきましても、十分検討する必要があるとの意見集約に至ったところとあります。その後、いろんな観点から、この自動車運転免許証の返納者に対する特典について、何か検討されたことはありますでしょうか。また、その免許証返納数の推移についてもお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、自動車運転免許証返納者への特典について、お答えいたします。

自動車運転免許証の返納制度は、主に高齢等からくる身体能力の低下、衰えによるアクセルとブレーキの踏み間違い等によります交通事故の発生減少を目指すものでございます。

このため、免許証を自主的に返納される方は全国で増加しており、本市におきましても平成26年50名、平成27年77名、平成28年106名、平成29年131名、平成30年は180名、本年が11月末で200名と増加傾向にあり、今後も増加するものと考えております。

一方、交通事故防止に向けた新たな自動車の安全運転支援の動きとしましては、国におきまして国内で販売される新車に衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）の取りつけを義務づける方針が固まり、早ければ新型の乗用車については2021年度から、既存の車種については、その数年後から義務づける方向で検討がなされるなど、新たな動きが見受けられるところでございます。また、それらに対する補助につきましても検討が行われているところでございます。

ご質問の本市独自の運転免許証自主返納者への特典につきましては、免許返納に向けた意識の向上を図る上で有効ではございますが、高齢化が進む中、その方法や経費につきましては、慎重に検討する必要がございます。このため、運転免許証自主返納者の状況や国・県内他市の動き等を注視し、本市の実情に即した制度のあり方について、庁内関係部署との協議を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

あいのりタクシーの利用拡大も必要不可欠と思いますけども、この運転免許証返納者に対する特典については、私としましては喫緊の課題だというふうに思っております。庁内関係部署との協議を深めていただき、早急な何らかの対応をよろしくお願いをいたします。

２回目は、市長答弁でお願いをいたします。

先般の新聞記事を読ませていただきます。この相次ぐ高齢事故、免許返納を考える高齢者ドライバーによる交通事故が後を絶たない。東京池袋で乗用車が暴走して、３歳の女児と母親が犠牲になった事故は衝撃的でした。このようなことを踏まえ、事故は起こしてはいけないという気持ちから、運転免許証の返納を考えておられる高齢者の方も多くおられます。ことし４月に起きた池袋暴走の後、東京都内では高齢者を中心に自主返納する人がふえました。警察庁によりますと、５月から10月の返納者数は３万8436人で、前年同期の１万9980人の２倍近くとなっております。先ほどの答弁でも説明がございましたけども、この山鹿市におきましても返納される方は年々増加傾向にあります。運転免許証を返納したら交通手段がないなど、多くの問題がございます。郡部でもあいのりタクシーが利用できない地域がまだまだ多くございます。その方を対象とした運転免許証返納者に対する優遇措置を設けるべきと思います。市長の見解をお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

北原議員のご質問、自動車運転免許証返納者への特典について、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、全国各地で高齢者が第一当事者となる重大な交通事故は後を絶たないところでございます。このような状況の中、本市におきましても事故の発生を未然に防ぐ一つの方法として、事故を起こす前に自動車運転免許証を自主的に返納なさる方がふえていることも充分承知しているところでございます。

一方、高齢者の生活支援に関する施策は、本市にとりましても重要課題の一つであり、今後ますます高齢化が進む中、交通手段に限らず、さまざまな支援が求められてまいります。そのため、自動車運転免許証返納者への特典や地域生活交通のあり方も含め、総合的な観点から有効策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今の市長答弁の中で、総合的な観点から有効策を検討してまいりたいとのことでございました。山鹿市地域公共交通網形成計画というのがありまして、これが2024年までだったかなと期間的には思っておりますけども、またそういった中でいろんなことで考えていかれるのかなとは思いましたけども、かなりまだ期間がございまして、やっぱりこういった免許証返納に対する別の考えとして、できましたら進めていただければというふうに思いましたので、一応お伝えいたします。

それでは、続きまして、４件目、骨髄移植後のワクチン再接種への助成について、お聞きをいたします。

日本では子供を病気から守るため、予防接種法に基づき、ポリオなどの予防接種を受けるべきとされております。接種することで免疫を獲得し、抗体ができ病気にならないようにするためであります。治療のために造血細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下、もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため、感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、主治医の指示のもとにこの移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を寛解後、順次行っていくことが推奨をされております。あくまで予防接種であり、病気治療ではないために、医療保険は適用されず、その費用は被接種者の全額自己負担となっております。また、対象年齢時に白血病を発病し闘病中で、予防接種、ワクチン接種を受けられなかった方、そういう方もいらっしゃいます。白血病等の治療は療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額医療制度があって助かってはおりますけども、それでも経済的な負担は生活に大きな支障となっております。

そのような声を受け、20歳未満の再接種が必要な方への助成を実施している自治体があるというふうに聞いております。他市の状況を含む山鹿市の現状について、助成されていたら、市民への周知方法はどのようにされておりますか、お伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

北原議員のご質問、骨髄移植後のワクチン再接種への助成について、お答えをいたします。

骨髄移植は、白血病、悪性リンパ腫等の血液のがんの治療法の一つであり、現在、全国で平成30年度までに約２万3000件の骨髄移植が実施をされております。

この治療により数多くの方ががんの完治につなげられておりますが、骨髄移植手術を受けたことにより、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下または消失する場合がございます。そのため、ワクチンの再接種が必要となります。

定期の予防接種については、予防接種法に基づき接種回数や接種年齢が規定をされており、対象者は無料で接種を受けることができます。しかし、一度受けた予防接種を再接種する場合は、全額自己負担となります。予防接種の種類は11種類で、接種回数は延べ32回となり、再接種の費用は合計で約33万円かかることになります。

このようなことから、山鹿市におきましては再接種対象者の経済的負担の軽減及び市民の感染症予防を目的として、本年度、山鹿市任意予防接種費用特別助成金支給要綱を制定し、市が設定している各種予防接種の委託料の金額を上限として、再接種費用の助成を開始したところです。県内14市の状況としましては、宇土市と阿蘇市が同様の制度があると聞いております。

次に、本事業の市民への周知方法としましては、広報やまがの本年７月号に掲載するとともに、市ホームページに掲載中でございます。現在、まだ支給実績はございませんが、市民から２件のご相談を受けているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今、２人の方より相談を受けられているとの答弁でございました。山鹿市としましても、この再接種対象者の経済的負担の軽減及び市民の感染症予防としての取り組みをされておることに大変ありがたく思っております。この取り組みのさらなる周知の徹底をよろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時01分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時09分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜です。

発言通告に従いまして、市の防災減災体制に関しまして、主にソフト事業関連での質問をいたします。

山鹿市を流れます菊池川は、阿蘇外輪山の深葉山に源を発し、合志川、迫間川、上内田川などの急勾配の支川が集まり、菊鹿盆地と呼ばれる山鹿市街地では勾配が緩くなり、特に洪水氾濫が起きやすい地形となっていて、これまでも多くの水害が発生、戦後最大の流量である平成２年７月の洪水、戦後２位の昭和57年７月の洪水と、大きな被害を出しています。国土交通省も平成23年９月策定の菊池川水系河川整備計画の中で、昭和57年７月洪水が再び発生した場合には、特に中流部において菊池川の流下能力が著しく不足しているため、その上流に位置し、資産、人口が集中している山鹿市街部において、甚大な被害が発生するおそれがある。支川においても、本川と同じく、昭和57年７月洪水が再び発生した場合には、合志川などが流下能力が著しく不足しているため、甚大な被害が発生するおそれがありますと書かれておりましたが、事実、翌年の平成24年７月の九州北部豪雨では合志川が氾濫して、大規模被害が発生をいたしました。平成18年６月に、平成２年７月洪水、２日間総雨量410ミリで、菊池川の堤防が決壊した場合を想定して作成されたハザードマップの見直しが平成29年３月に行われ、計画規模Ｌ１と想定し得る最大規模Ｌ２が発表をされました。Ｌ１の洪水規模は、100年に一度の確立で発生する大雨、菊池川流域の12時間総雨量285ミリを想定し、Ｌ２は想定し得る最大規模の降雨、菊池川流域の12時間総雨量545ミリを想定しています。しかし、近年の気候変動の影響による局所的豪雨の降水量は想定外です。ことし10月25日の東日本豪雨の原因は、温帯低気圧と熱帯低気圧の特徴を持つハイブリッド低気圧と言われる異常気象現象で、千葉県市原市では12時間降水量期間内最大値が285.5ミリを観測、10月の平均降水量218.6ミリが半日弱で降ったことになります。また、10月10日から12日にかけての豪雨では、神奈川県箱根町で総雨量1001.5ミリ、12時間総雨量729.5ミリ、同じく宮城県丸森町で513ミリ、静岡市葵区で509.5ミリと続き、速報値が出ました公開データ最下位の20位でも384ミリに達していました。見直しをされた菊池川のハザードマップのＬ１想定雨量は100年に一度の想定雨量ですが、ことしだけでも多くの地点でクリアされ、Ｌ２の想定し得る最大規模の降雨もことし既に超えまし

た。また、ことしの近隣での豪雨災害を見ましても、７月の鹿児島県・長崎県の豪雨では、久留米市が総雨量450ミリ、鳥栖市で470.5ミリ、また８月の佐賀県・福岡県の豪雨災害でも佐賀市で総雨量484.5ミリ、鳥栖市で総雨量477.5ミリを観測しております。

これらの豪雨の原因は、いずれも線状降水帯です。佐賀市、鳥栖市、久留米市の位置を考えますと、少し降水帯の位置が南下すれば、山鹿市も大きな被害に見舞われたおそれがあります。事実、山鹿市でも７月20日から22日にかけて、鹿北町を中心とした降雨、総雨量241ミリで、７月22日、岩野川、吉田川沿いの15地区、2419世帯、5382人に避難勧告が発令され、人的被害はなかったものの、浸水、のり面、護岸の崩壊などの被害が発生しました。

気象庁の資料では、気候変動の影響により、１時間雨量50ミリを超える短時間強雨の発生件数が約30年前の1.4倍となり、年平均240回近くになるなどと、いつどこで局所的豪雨があっても不思議ではありません。しかし、現実として山鹿では平成２年の大水害以降30年近くが経過し、災害の記憶が風化、防災意識の低下が懸念されます。また、単純に30歳前後の市民は、水害の実体験がなく、この地域の危険性を理解をしていないおそれもあります。災害リスクの非常に高い菊池川流域において、洪水氾濫等が発生することを前提として、社会全体で常に災害に備える水防災意識社会再構築を目的に、熊本県北地域災害に強い地域づくり協議会が平成28年６月に設置され、山鹿市も構成員となっていますので、この協議会の取り組みによる菊池川流域の減災に係る取り組み方針や減災のための目標、河川整備等の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

有働議員の一般質問、菊池川流域の減災のための取り組みや河川整備の状況等について、お答えします。

熊本県北地域災害に強い地域づくり協議会につきましては、平成27年９月の関東・東北豪雨により、鬼怒川において越水や堤防決壊等により、甚大な被害が発生したこと等を踏まえ、国が同年12月に水防災意識社会再構築ビジョンを作成し、そのビジョンに基づき、平成28年６月に発足した協議会でございます。

本協議会は、国土交通省菊池川河川事務所が主体となり、熊本県や菊池川流域の自治体及び自衛隊や気象庁等の関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に取り組むこととされております。

発足以来、これまでに本協議会が行った取り組みにつきましては、ソフト事業として、流域自治体の共通認識を図るための広域ハザードマップの作成、山鹿市長坂地区及び川北地区のマイハザードマップの作成支援、小学校の水防災学習のための資料の作成、菊池川の堤防決壊を想定したポンプ車、照明車の移動ルートや配置箇所などの検討、またハード事業として、危機管理型水位計の整備、流下能力向上のための河道掘削や引堤工事が行われております。また、本年度末までに簡易型の河川監視カメラの設置が予定されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

水防災意識社会再構築ビジョンに基づきまして減災を目指し、ハード面だけではなくて、ソフト面での新しい各種の取り組みが行われているということが理解できました。

次にお尋ねをいたしますのは、平成29年６月19日に施行されました水防法の一部改正で、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設利用者の避難確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を、これまでの努力義務から義務に改められ、同様に同じ内容で土砂災害防止法も同日付で改正され、施行されました。避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内や土砂災害区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を有する者が利用する施設であって、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設となっています。

そこで、山鹿市地域防災計画の作成時期と公表の有無についてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、本市の地域防災計画の作成日と公表について、お答えします。

本市の地域防災計画につきましては、合併当初の平成17年６月に作成し、必要に応じて更新を行っており、本年５月更新分が最新版となっております。

なお、地域防災計画の公表につきましては、毎年５月に開催する市防災会議の委員の方に説明し、周知を図っておりますが、一般の方へは現在、閲覧による方法をとっているため、今後広く市民への周知を図るためにも速やかにホームページでの

公表も行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

公表がされまして初めて、自分の施設が要配慮者利用施設に定められた施設なのか、そうでないのかということがわかる資料でございますので、お尋ねをいたしました。

市防災委員に説明し、周知をしているとの答弁でございましたが、市防災委員の委員というのは、市長、教育長、県職員、市職員、警察、消防職員などのほかに、市長が特に必要と認める者とされているということでございますので、福祉や医療関係団体の委員が参画しているのかどうかは不明でございますが、対象事業者に要配慮者利用施設であることを伝えない限り、閲覧という公表方法であれば、山鹿市地域防災計画自体を知らない可能性があるのではないでしょうか。平成31年３月31日時点での山鹿市の水防法対象施設21施設全てが避難確保計画未作成でございます。山鹿地域防災計画に位置づけられている水防法に基づく21施設と土砂災害防止法に基づく施設数、施設の種類ごとの内訳と、官民の数をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、お答えします。

本市の地域防災計画に定めております浸水想定区域内の要配慮者利用施設につきましては、現在21施設でございます。そのうち６施設が公営、15施設が民間の施設でございます。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設数は７施設で、そのうち４施設が公営、３施設が民間の施設です。

ただいま申し上げました要配慮者利用施設の所有者や管理者につきましては、水防法や土砂災害防止法の一部改正により、一般的に避難確保計画と言われております利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を策定することが義務づけられております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

山鹿市地域防災計画で定められた要配慮者利用施設は、浸水想定区域内対象施設21施設、土砂災害区域内対象施設７施設の計28施設であります。全施設とも、法改正により避難確保計画作成が義務づけられています。避難確保計画ができて初めて避難訓練という次のステップに進めるわけでございます。

法改正からに２年半近くが経過しておりますけれども、作成済みが１件出たということをお伺いしておりますけれども、いかがなものかなというふうに考えております。無論、対象施設の当事者が作成すべき避難確保計画ですけれども、条文には作成していない場合、期限を定めて作成を求めるなどの指示を行うことができると明文化されております。ましてや、市の施設が10施設含まれており、そのうちの９施設は学校施設です。この９施設を管理するトップは、市の防災委員でありますから、答弁にあったように、当然周知しておられるわけでございます。山鹿の大事な宝である子供たちが過ごしている施設です。今年度内に説明会開催というようなご答弁でもありましたけれども、本市の気象災害は水害がほとんどで、地理的・地形的要因により過去にも梅雨時期に大規模被害が発生しております。しかし、最近の局所的豪雨であれば、土砂崩壊災害も想定されますので、早期の避難確保計画作成と、それに基づく避難訓練を実施していただくようお願いを申し上げます。

次に、河川の越水や堤防決壊等による外水氾濫被害だけではなくて、内水氾濫による被害防止対策についてお尋ねをいたします。

現在、Ｌ１とＬ２の洪水ハザードマップが作成されていますが、どちらも外水氾濫が起きた場合の浸水想定区域であります。しかし、近年の山鹿市では、河川改修工事等の完成に比例して、減少する外水氾濫より、局地的豪雨による内水氾濫の危険性が多いと考えられた施策が必要だと考えます。そのためには、どの程度の降雨量だったら、どれくらいの時間で、どれくらいの冠水があるのか、浸水想定区域でシミュレーションし、それに基づいた内水ハザードマップが必要です。洪水ハザードマップで浸水想定区域となっている地域は、標高が低く、盆地形状をなしており、局地的豪雨の場合もこのエリアへの雨水が集中し、浸水被害が出ると考えられるので、その被害のリスクを減少するため、排水機場が設置されております。山鹿市街地の菊池川左岸には、千田川に対応した南島排水機場と、岩原川に対応した志々岐排水機場があり、左岸部の雨水によって起こる内水氾濫に対応した施設です。また、右岸部には、吉田川と山鹿市街地の雨水によって起こる内水氾濫を防ぐ目的で、宗方ポンプ場、大坪ポンプ場、北町ポンプ場の３施設がありますが、それぞれの排水

機場やポンプ場の排水能力と運転基準についてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、山鹿市内中心部の排水ポンプの能力と運転基準について、お答えします。

初めに、山鹿市内中心部の排水ポンプ場５カ所の排水能力につきまして、１秒間の排水量をお答えします。国土交通省が管理します志々岐排水機場は３立方メートル、山鹿市が管理します宗方ポンプ場は11立方メートル、大坪ポンプ場は10.5立方メートル、北町ポンプ場は1.5立方メートル、南島排水機場は５立方メートルです。

これらのポンプ場につきましては、国土交通省が定める菊池川水系排水ポンプ運転調整要綱に基づき運転を行っておりますが、山鹿水位観測所の水位が氾濫危険水位の6.3メートル、標高22.1メートルに達し、国土交通省から運転調整通知があった場合は排水を停止することとなるため、停止したことによる内水の浸水被害が想定されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

それぞれのポンプ場が想定範囲の雨水をくみ上げて菊池川に放流をいたしますが、答弁にもありましたように、本川の水位が上昇いたしますと、下流域の災害を防止するために排水ポンプがとまります。左岸部の志々岐排水機場の設計条件といたしまして、２日間雨量300ミリ規模の降雨に対し、許容湛水標高19.5メートルをカバーできる規模となっておりますので、標高が19.5メートルを超えるとポンプ能力以上となりますし、南島排水機場は農地を守る目的で設置されており、標高20.5メートルでポンプ能力いっぱいで、このときの最大の湛水高さは85センチで計画されております。また、ポンプ能力に余力があっても、菊池川の水位が志々岐排水機場の場合、標高22.1メートル、清流荘前の観測所でありますけれども、ここになりますとポンプは停止をいたします。これが答弁にございました6.3メートルで、氾濫危険水位と言います。山鹿大橋の橋脚に黄色や赤色のペンキの印がありますが、赤色の始まりがその6.3メートルを示しています。

５カ所の排水ポンプが停止をいたしますと、降雨が続く場合、左岸部は千田川、

岩原川からの流入で、内水氾濫が起きます。右岸部は菊池川の水位上昇による吉田川の水位上昇に伴い、各所の排水樋門が閉じられることにより、エリア内の雨水による内水氾濫が起きます。ことしの７月22日には、市内の降雨、日雨量192.5ミリで、浸水箇所が発生をいたしました。幸いにも強い雨が半日程度で降りやんだので事なきを得ました。

内水氾濫は、外水氾濫と違い、河川の水位による対策や避難行動の目安がなく、警報の基準もないので、避難行動がとりにくいという特徴があります。しかも、一たび浸水が始まり降雨が続けば、はけ口がないので、器の中に液体を注ぎ込むようなもので、急に水位が上昇し、深刻な被害を招くおそれがあります。

内水氾濫による被害防止には、さきに述べました内水ハザードマップが有効です。この内水ハザードマップがあれば、浸水場所や危険な場所がわかりやすく、避難経路や土のう設置場所などの対策がとりやすくなります。しかし、山鹿市単独での内水ハザードマップ作成には、詳細なシミュレーションや詳細で膨大なデータ収集、システム導入など、相当の費用が発生し無理と思われますので、国や県に技術的、財政的な支援をお願いをして、何とか早期の作成をお願いいたします。

次に、災害時の避難場所についてお尋ねをいたします。

山鹿市総合防災マップ「もしもの時のために」に、指定緊急避難場所、指定避難所一覧が掲載されていますし、山鹿市のホームページでも閲覧ができます。ホームページの一覧表には、山鹿地区に１カ所が追加され21カ所となっており、市内全数で63カ所記載されています。そのうち、洪水時に使用不可の避難所は４カ所、地震時が７カ所、崖崩れ時が４カ所の、計15カ所が条件つきです。市内全域が避難するような災害は想定しづらいのですが、指定緊急避難場所として受け入れ人数は63施設で３万6849人、避難指定所としては32施設で２万2718人、ただし地震時は25施設で１万9545人です。地震被害の想定は無理だと思いますので、これで十分なのかどうかもよくはわかりません。

そこで、洪水ハザードマップ使用により推測可能と思われる洪水災害時での想定避難者総数をお尋ねいたします。想定エリアとしては、先ほどの排水ポンプ場がある地域で結構でございます。

あわせて、避難所に関してお尋ねを申し上げます。

山鹿地区の指定緊急避難場所、指定避難所である旧山鹿市内の一部の施設において、夜間、日常的に駐車場として使用している車両が多数見受けられ、実際の災害時の支障になるのではとのご指摘が複数の市民の方からいただいております。施設の管理者として、実態を把握しておられるのかと、事実の確認がとれたら、どのような対応・対策をとられるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、洪水被害が発生した場合の想定避難者総数について、お答えします。

初めに、本市の指定緊急避難場所及び指定避難所の数につきましては、ご紹介のありましたように、63カ所と32カ所を指定しております。

ご質問の洪水被害につきましては、想定の規模やパターンが多いため、今回は菊池川が氾濫した場合を想定し、流域の行政区では鹿本町の川南付近から山鹿市宗方付近までの両岸で、浸水想定区域内にお住まいの方が全て避難された場合とします。この場合、本年10月末現在で集計した結果、32行政区、3193世帯、7429人の方が対象となります。

そうしますと、ご案内のとおり、指定緊急避難場所は63カ所で、最大の収容人員は３万6849人、指定避難所は32カ所で、最大の収容人員は２万2718人でございますので、想定した避難者全員の収容は可能と考えております。

次に、指定緊急避難場所や指定避難所の駐車場の夜間使用につきましては、何台かの無断駐車があるとの話は聞いておりますが、駐車場の管理の都合もあり、現在特に対策はとっておりません。

施設管理者としましては、無断駐車をされないよう根気強くお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

私個人といたしましては、避難所は道路の寸断や災害の種類や発生場所等によって行けなかったり、使えなかったりする場合があるかと思いますので、指定場所は多いほうがよいのではないかと思います。

指定避難所施設への夜間駐車の問題ですけれども、これはモラルの問題であり、お願いをしても罰則がないから無理という現場の声があります。門扉設備が既にあり、基本、夜間利用のない施設においては門扉を閉めるなど、一歩踏み込んだ対策が必要ではないかなと考えております。

次に、福祉避難所についてお伺いをいたします。

多くの自治体では福祉避難所に一般の人が殺到して、本当に必要としている人が使用できなくなるおそれがあるとの理由で、非公表としているところが多いという新聞報道がありましたけれども、山鹿市は総合防災マップの指定緊急避難場所、指定避難所一覧の下に福祉避難所一覧として８施設を市民に公表しています。

まず、１点目といたしまして、指定避難所と分けて福祉避難所と掲示しているのに、自治体が懸念する一般被災者の殺到があるというのは、福祉避難所の設置目的が広く住民に理解されていないからだと思いますので、福祉避難所についての説明をお願いいたします。

２点目として、防災マップ配布から２年半が経過しており、指定避難所もふえたように、福祉避難所にも変動があったかと思いますが、どの程度の受け入れが可能なのかわかりませんので、社会福祉法人との協定上での人数をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

有働議員のご質問、福祉避難所について、お答えをいたします。

福祉避難所とは、災害対策基本法に定める災害が発生をし、災害救助法が適用された場合に、必要に応じて要配慮者を滞在させることを想定した２次的な避難所でございます。

要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など、災害時において特に配慮を要する人のことですが、福祉避難所への受け入れの決定は一般避難所において保健師等により避難者の状態を確認した上で市が行いますので、自己判断での避難はできません。

本市におきましては、現在、６つの社会福祉法人の９つの施設と協定を締結しているところで、受け入れ予定人数は合計で120人としております。

ただ、災害が発生した際には、福祉避難所自体も被災する可能性がありますので、実際に福祉避難所を開設するに当たっては、各施設へ受け入れ可能かどうかの状況を確認した上で、開設を要請することとしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

説明によりまして、災害弱者であっても、まずは一般避難所に行き、そこで保健

師さん等が判断をし、病院、障害者施設、高齢者施設、福祉避難所等に案内してもらえるということと、災害弱者の２次的な避難所であるということがよく理解できました。

さきの台風19号では、７件で16カ所、134人が少なくとも利用したとの報道でございましたので、山鹿市の９施設の120人という数字は、一応安心できる体制だとは思います。

次に、避難行動要支援者名簿についてお伺いをいたします。

国の災害対策基本法が改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援関係者への提供等の規定が設けられ、平成26年４月から施行されています。しかし、今でも多くの民生委員さんや区長さんから、個人情報ということで名簿の提供がないので、いざというときに誰を最優先に避難させないかんとかわからんという言葉を聞きます。そこで、調べてみましたら、消防庁の本年６月１日現在での調査資料では、山鹿市は名簿の作成、名簿情報の提供とも実施済みとされております。名簿記載本人の同意が得られない人に関しては、名簿の提供ができないとされており、同意の得られた人々の情報が決められた提供先に、平常時における事前名簿情報として提供され、支援対象者がいない場合、名簿の提供はありませんから、くれないという方もおられるのかなとも思いますが、現状をお伺いをいたします。

まず、１点目といたしまして、避難行動要支援者名簿掲載者数と名簿提供に同意された人の数。

２点目として、これは愚問ではございますけれども、平常時における事前名簿提供先に提供をしておられるのか。

３点目として、情報提供に同意されない避難行動要支援者に対しては、実際、災害等が発生しそうな場合や発生後、恐らく一番近くにいるであろう民生委員さん、自主防災組織、自治会の皆さんには情報がないので、優先的な支援ができないと思いますが、何か対応策があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

有働議員のご質問、避難行動要支援者名簿について、お答えをいたします。

まず、避難行動要支援者とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする人のことでございまして、その避難行動要支援者の名簿

は地域防災計画の定めるところにより、要支援者の避難の支援、安否の確認、その他生命または身体を災害から保護するために作成をしているものでございます。

名簿の対象となる方は、自宅にお住まいの方で要介護３以上の認定を受けている方、身体障害者手帳１級・２級を所持している方、療育手帳Ａ判定を所持している方などでございます。

議員お尋ねの令和元年11月末現在での山鹿市の避難行動要支援者名簿登録者数は2490名で、そのうち情報提供の同意者は1296名となっております。情報を提供しているのかというお尋ねでございますが、情報の提供先として、消防本部、山鹿警察署、民生委員、嘱託員の皆様に対して情報を提供しており、平成29年度に初回の名簿提供を行っているところでございます。

なお、情報提供に同意をされていない不同意者は236名、同意するかどうかの回答の返信がいただけていない未返信者が958名いらっしゃっており、その方々については平常時の情報提供はできません。ただ、災害が発生をし、また発生するおそれがある場合には、同意の有無にかかわらず提供可能が可能と法律に定められておりますので、その際には速やかに関係者へ名簿情報を提供することとしております。

いずれにしましても、名簿を有効に活用するためには、登録者本人からの同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供をし、災害時の避難支援に事前に備えることが重要ですので、今後も名簿の更新とあわせ、同意取得の作業を鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

災害発生後、またはおそれがあるときには、法律で同意がなくても情報提供できるということですので、もしものときには優先的に支援行動がとれると思いますけれども、在宅の避難行動要支援者を地域住民の誰が、どの避難所へ、どのように避難をさせるかなどについては、ふだんからの訓練がないとうまくいかないと思います。個人情報という高いハードルがありますけれども、何とか平常時の名簿に掲載していただけるよう答弁にもありましたが、同意取得をお願いしておきます。

次に、災害時の協定締結についてお伺いをいたします。

よく災害発生後の報道で、○○市との災害協定により職員を派遣したとか、飲料水を送ったなどと話題になります。山鹿市が現在、災害協定を締結している公共団体や各種団体、民間団体の数、あわせて協定名と内容を概略で結構ですのでお答え

ください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、災害時の協定の概要について、お答えいたします。

現在、本市が締結している災害に関する協定は、全部で30件で、公共団体との協定が13件、民間団体との協定が17件でございます。

その協定の概要につきましては、国土交通省九州地方整備局からの職員の応援や施設利用に関する協定が３件、九州・山口の９県や県内市町村の相互応援に関する協定が４件、県内や隣接の消防の相互応援に関する協定が３件、義士親善や石の風ぐるまをゆかりとする自治体間の相互応援に関する協定が２件、ホームセンターとの物資供給に関する協定が３件、環境事業団体等とのし尿及び汚泥の収集運搬等に関する協定が５件、建設工事関係団体との応急復旧に関する協定が４件、その他、物資輸送、郵便物配達、施設使用等に関する協定が６件でございます。

特に、義士親善や石の風ぐるまをゆかりとする自治体間の相互応援に関する協定につきましては、それぞれの自治体が大雨の範囲や台風の進路付近にあった場合、常に連絡を取り合うようにしており、また非常時の場合は物資の提供や職員の派遣を行っており、協定は有効に機能しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

個人的に、災害廃棄物や災害ごみ処理に関する協定というものが気になっておったわけですけれども、人、物資、それから緊急対応と、現状での災害時の協定件数と概略の締結内容がわかりました。

次に、自主防災組織についてお伺いをいたします。

これだけ全国的に各種の災害が発生しますと、必然的に防災意識が高まると同時に、自主防災への意識も当然高まるのではと思います。

そこで、１点目といたしまして、現時点での山鹿市の組織数または組織率をお答えください。

自主防災組織の活動として、災害発生後を想定した自主防災計画の作成、備品の整備、備蓄なども当然必要なことではありますけれども、もう一歩踏み込んで、各

組織が自分の居住する地域での過去の災害事例などから、何による災害リスクが高いのかを把握し、どんな状況になると被害が出るなどの情報を収集し、住民みずからが現地で危険箇所の点検や確認を行うことを通して得た情報や安全な避難経路の把握をして、地図に書き込んでできた地図がマイハザードマップでございます。これは内水氾濫や土砂崩れ、土石流などのその地区特有の被害防止にとても効果的です。山鹿市では早くから作成されたと認識をしております。

そこで、２点目としまして、現時点でマイハザードマップ作成状況と活用状況、あわせて今後の取り組み方針についてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、まず自主防災組織の結成状況について、お答えします。

本年11月末現在の組織結成状況は、258行政区中244行政区で結成が完了しており、その世帯カバー率は96.1％となっており、全地区結成まで残り14行政区でございます。

次に、本市内のマイハザードマップ作成済みの行政区は、宗方地区、長坂地区、大道校区、川北地区の４地区で、その活用状況につきましては、それぞれの地区ごとの危険箇所などを掲載したものを公民館等に備えつけたり、各世帯へ配布したりするなど、取り扱いにつきましては地区ごとで異なりますが、おおむね好評だとお聞きしております。

今後の取り組みつきましては、自主防災組織の結成が進んできていることから、マイハザードマップ未作成地区の自主防災組織に、防災訓練の一環として取り組むことも促してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

マイハザードマップ作成は、過去に浸水被害があった地域が率先して取り組んで活用されておられます。それは、あったほうがよいということの証明であります。冒頭の災害に強い地域づくり協議会でもマイハザードマップ作成支援がなされており、未作成の地区も各種の災害時にいかに安全に避難ができるかをマップ化するよう、自主防災組織を支援してもらいたいと考えております。

最後に、防災士についてお伺いします。

防災士とは、国家資格ではなく、日本防災士機構という団体が認証する民間資格ですが、阪神淡路大震災発生後、大規模災害が発生すると、行政主導の救助・救出活動などが遅延・制限されるという教訓を踏まえ、民間人の防災リーダーを養成するために創設され、全国の自治体や教育機関などで防災士養成の取り組みが行われており、自主防災組織、学校、福祉施設、事業所などで防災士の配置・活用が広がっており、防災士の数は本年11月末時点で18万2583人、うち女性２万9194人です。熊本県内でも熊本地震時に防災士のリーダーシップによって、住民の命が助かったり、避難所開設がスムーズに進んだという事例があり、震災後、取得する人がふえて、2610人となっております。志と使命感を持って活動することが期待される防災士を養成するため、多くの地方公務員が予算を計上して支援をしております。

そこで、１点目といたしまして、山鹿市には現時点で何名の防災士資格者がおられるのか、またどのような方が取得されて、どのような活動をなされているのか。

２点目といたしまして、受験者への資格取得補助金制度の有無と、今後の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、本市の防災士の資格者数等について、お答えします。

本年３月末現在の防災士の資格者数は、男性48名、女性13名の合計61名でございます。本年度は、男性２名が合格されており、現在登録中ですので、本年度末には男性50名の合計63名となる予定です。

本市の防災士は、一般の方のほか、現役の市役所職員や消防署職員、また公務員のＯＢなど、多方面の方が資格を取得されております。

活動につきましてはさまざまですが、地域の防災訓練などで指導的な役割を担われている方もあるとお聞きしております。

次に、防災士の資格取得のための補助制度につきましては、受講のための資料代や受験料、合格者の登録料の補助を行っている状況でございます。

今後は、防災士間の交流を深め、レベルの向上を図ることを目的に、自主防災組織の役員や防災士を対象とした講演会や研修会を検討しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

今後も多くの志ある人たちが、それぞれの地域で防災リーダーとして防災力の底上げを図ることを目標に活動を行うためにも、資格取得、補助金制度の継続をお願いしておきたいと思います。

冒頭の私の質問で、水防災意識社会再構築という施策名が出ましたけれども、これは今までの洪水に対応するため、施設整備により洪水の発生を防止するものという考え方を、どんなに施設整備を行っても防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を根本的に転換しようということです。河川改修や施設が整備され、30年近く災害が発生していないから、今後も発生しないだろうではなく、発生するものだとしての防災や減災対策が必要なのであります。

ここ数年、命を守る行動をという言葉を何度も耳にしました。命を守る行動とは、避難をするということです。その避難所の場所や避難経路などが周知されていないと、混乱を招くばかりであります。避難所の位置や浸水想定区域が書かれている洪水ハザードマップを見た人と、そうでない人とでは、避難勧告発令後の避難行動開始に１時間の差があるとのデータもございます。

昨年の岡山県高梁市真備町の豪雨被害後、岡山県の調査では、75％の方がハザードマップの内容を知らないと答えておられます。内容を周知しておられれば、犠牲者は大きく減少したと思われます。

防災に、近道はございません。全世帯に配布したから終わりではなくて、ハザードマップの内容説明や避難訓練の実施、マイハザードマップ作成などを自主防災組織や行政区単位、もしくは校区の単位で、それこそ先の防災士の資格者活用も一案ではございますが、どうか逃げおくれによる被災者を出さないように、山鹿市の施策として取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時02分　散会

～～～

１２月１０日(火曜日)

令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．勢田　昭一

一般質問

（１）地域住民説明会について

①住民説明会はどのような場合に必要か

②地域住民への説明規定（スケジュール基準）

（２）嘱託員の形態・今後について

①嘱託員の任務・雇用形態・その待遇は

②嘱託員制度が本年度で廃止と聞く、市と地域をつなぐ方策

（３）市内学校における教員のいじめ対策について

①市内での発生事例及び対策

（４）市内児童・生徒の活躍状況（文化・スポーツ）について

（５）日本遺産の運営・推進について

①認定後の成果

②今後の展開

２．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）水辺プラザかもとの指定管理等について

①水辺プラザかもとを指定管理対象物件にした経緯

②施設の管理運営のために設立された(株)鹿本町振興公社（第３セクター）

③指定管理納付金を定めた経緯

３．立山　大二朗

一般質問

（１）防火体制強化について

①避難所の利用状況（本年７月22日豪雨等）

②山鹿市防災マップの利活用（洪水ハザードマップ等）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（１名）

10番	藤　本　峰　秀	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正	君
副市長	池　田　永　実	君
教育長	堀　田　浩一郎	君
総務部長	阿蘇品　貴　司	君
消防本部消防長	中　山　恒　弘	君

市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
経済部次長	才田豊昭君
水道局長	冨田龍也君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
防災監理課長	木村隆男君
地域生活課長	山﨑寿雄君
国保年金課長	徳永謙吾君
農業振興課長	石井耕一郎君
教育総務課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

昨日の永田議員の一般質問、バイオマスセンターの中でお答えしました、建設費の財源について、補足説明させていただきます。

総事業費10億2700万円のうち、国県支出金を除いた一般財源は４億2772万1000円とお答えしておりましたが、このうち８割は特別交付税措置されており、実質の負担額は8554万5000円でありました。

以上、補足説明いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。勢田　昭一君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、おはようございます。

議席番号４番の勢田　昭一です。

現在の日本の自治体の数は、平成30年10月１日現在で、市・特別区・町村を合わせて1741自治体であります。今、その多くの自治体では、人口減少、少子高齢化、過疎化の問題が喫緊の課題として捉え、その対策に苦慮している現状にあります。

もちろん、山鹿市も同様であります。これまでも私は議会で、人口総数や世帯数の動きを一般質問させていただきました。再度確認いたしますと、人口総数は合併時５万9785人が、ことしの10月では５万1677人になっています。また、世帯数では合併時２万652世帯が、ことし10月では２万1917世帯となっております。これらの数値は、広報やまがに掲載されております人の動きから調査したものであります。

このように、人口総数で約8000人が減少し、世帯数は逆に1300世帯増加していることを共通認識していきたいものです。このように、人口減少というのはかなり速い速度で進んでいるということを感じます。

そこで、今回は守る、つなぐ、つくり出すという３つの視点から一般質問をさせていただきます。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、１つ目の質問に移ります。

守るという視点で、住民説明会について伺います。これまで議会の一般質問でめのだけ小学校の統廃合の説明会や鹿本町の路線バス廃止説明会などについて、いろいろな議論がなされております。結果的には、執行部側と市民側との意思疎通ができていないことを感じております。

そこで、１回目の質問をいたします。

地域住民への説明会は、どのような場合に行う必要があるのかを伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員の一般質問、住民説明会の開催について、お答えします。

まず、住民説明会は、地域住民や関係機関、関係団体に対して、事業概要や制度内容を説明し、ご意見を伺うことなどを目的に開催しているものです。

具体的には、それぞれの事業内容に応じまして、開催時期や場所、主催者側の範囲、対象者の範囲などにつきまして、その都度、決定して行っているところでございます。

また、住民説明会とあわせまして、必要に応じ、市のホームページに審議会、委員会、協議会等の開催状況の掲載、パブリックコメントでの意見の募集、あるいは出前講座による説明等を行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今、総務部長が答えられましたように、住民説明会は事業概要を説明し、意見を伺うことを目的としていること、そして告知方法も確認できました。

これまでの住民説明会では、この部分で相互理解が欠如していたのではないかと感じます。

そこで、２回目の質問をいたします。

住民説明会では、法的な要綱や山鹿市として統一した基準、あるいは規則、スケジュールなどの基準はあるかどうかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員の一般質問の２点目、住民説明会の開催基準について、お答えします。

まず、法令に基づいたものとしまして、例えば国の都市計画法には都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすると規定されているため、市におきましても都市計画の策定に当たっては原案を公告・縦覧に付し、これに対して計画区域内の市民から意見書が提出された場合には、公聴会を開催しております。

また、市の基本的な計画や方針、市民に義務を課し、もしくは権利を制限するもの、あるいは広く市民に適用され、市民生活に影響を与えるものなどにつきましては、パブリックコメントを行うこととしております。

そのほか、法令の規定によらない、市が任意で行う住民説明会につきましては、市独自の統一した基準や規則はなく、事業ごとのスケジュールの中で適宜開催し、ご意見を伺っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

住民説明会は、法令が存在し、それに基づいて開催するということがわかりました。そして、もう１点は、山鹿市独自に統一した基準・規則がないこともわかりました。山鹿市だけだろうかなということで、いろんな検索をしてみましたが、ほとんどの自治体でこの住民説明会の基準というのは表示をしてありませんでした。それはどういうことかと言いますと、山鹿市全体の行政側の統一した基準がないということは、担当部署あるいは担当者の個人的な感覚で捉えるということがあるかと思います。その担当者の力量なり、経験値がこの住民説明会をどのように運営していくのかということに決まってくるかと思います。そういった意味では、行政側としては、これまで何回も住民説明会のことで論議されておりますけども、そういった意味では山鹿市として住民説明会はこういったスケジュールをつくる、そしてあるいはこういう規則でやるんだということを明確に提示をお願いしたいと思います。この質問は以上で終わります。

では、次の質問に移ります。次は、守る、つなぐという視点で、嘱託員制度について伺います。

現在、山鹿市では、嘱託員制度を設けて、いろいろな業務や連絡、配り物を担っておられます。そのことは地域住民と行政をつなぐ役割があると確認をしております。日ごろのお仕事に敬意を表します。

そこで、１回目の質問をいたします。

嘱託員の任務、雇用形態、またその待遇はどうなっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、嘱託員の任務、雇用形態、待遇はどうなっているのかについて、お答えをいたします。

初めに、嘱託員の取り扱い事務としましては、山鹿市嘱託員規制の中で、おおむね各種行事、その他市からの通知の伝達及び広報に関すること、公正な民意を取りまとめ市長に伝達すること、嘱託員において調査することを適当と認められる各種の調査報告に関すること、その他市長において必要と認める事項の処理に関することとしており、区域住民に対する行政連絡等の大切な役割を担っていただいております。

また、その雇用形態、待遇につきましては、区域内から推薦された方を嘱託員として市長が委嘱し、嘱託員には基本額９万5000円と、世帯数に2400円を乗じた額を合計し、年額報酬として支給しております。

なお、その身分は、特別職に属する地方公務員となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今、市民部長の答弁にもありましたように、嘱託員の任務、雇用形態、待遇について、説明をいただきました。その分、理解ができたように感じております。また、身分は特別職に属する地方公務員ということもわかりました。

このように、地方公務員ということで、本年度の議会の中でも会計年度任用職員のことについても触れられております。そういった意味でも、こういった地方公務員のあり方というのは、やっぱり今後検討すべきではないかと思います。

そういった中で、来年の４月１日付で地方公務員法が一部改正をされます。そこで、嘱託員制度も廃止になると聞いております。

そこで、２回目の質問をいたします。

嘱託員制度廃止後の市と地域をつなぐ方策はどのように考えているか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、嘱託員制度廃止後の市と地域をつなぐ方策について、お答えをいたします。

地方公務員法の改正に伴い、今年度末で嘱託員制度は廃止となり、特別職に属する地方公務員としての身分ではなくなります。しかしながら、市政の円滑な運営、市民の福祉の増進のために、引き続き行政と地域をつなぐ役割が必要不可欠であると考えております。

そこで、嘱託員制度廃止後につきましては、山鹿市嘱託員連合会役員の皆様と一緒に、現在、協議を重ねているところでございます。新たな制度としましては、区長の皆様を嘱託員にかわり行政協力員とし業務委託契約を行うことで、これまで同様の役割をお願いしたいと考えております。

なお、新たな制度案につきましては、今月開催をされております各地区の嘱託員会議や校区区長会等でご説明し、ご意見を伺う予定にしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

説明にもありましたように、地方公務員の特別職としての身分はなくなるが、業務委託契約をし、名称も新たに行政協力員として、これまで同様に市政の円滑な運営、市民福祉の増進など、引き続き行政と地域をつなぐ必要な存在であることを確認できました。先ほども述べましたように、世帯数２万1000世帯、そういったいろんな広報紙を配られたり、お互いを円滑にするためにも、そういったきちんとしたご苦労に感謝をしながら、そこの業務委託契約を結んでいただくことを願っております。

次の質問に移ります。次は、教育関係で質問をさせていただきます。

ご案内のとおり、神戸市の東須磨小学校で、とても考えられない事件が起こりま

した。それは、１人の先生を４人の先生がいじめる問題でした。いわゆる教員同士のいじめ事件の発覚です。本市では、そんなことはないと信じておりますが、そこで質問です。

本市における教員同士のいじめの発生事例の有無、そしてその対策について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

勢田議員の一般質問、市内学校における教員同士のいじめ対策について、市内での発生事例及び対策について、お答えをいたします。

市内学校では、神戸市内の小学校でありましたような教職員間によるいじめの報告は上がっておらず、近年も把握しておりません。

教育委員会の対策としましては、危機感を常に持つように校長会等において不祥事防止とあわせて指導を行っております。なお、教職員間はもとより、誰もが管理職に相談しやすい職場環境をつくるように、いわゆる風通しのよい学校経営に努めるよう指導を行っております。また、年度当初、教職員に対して、熊本県や各学校に設置してあるパワハラ・セクハラ相談員の存在や相談体制及び相談窓口等を周知しております。

さらに、学校訪問や校長ヒアリング等において、管理職のみならず、担任や養護教諭等からも情報を収集し、いじめを含む職員の人間関係等の把握に努め、未然防止につなげております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

山鹿市ではないという報告をいただきまして、安心をいたしました。今後も対策をしっかりとっていただきたいと存じます。このように、教職員がすばらしい教育環境・職場環境をつくり、日々の教育実践をされていることに敬意を表します。

そこで、次につなぐという視点で質問をいたします。

すばらしい教育環境で育っている山鹿市の児童生徒の活動がマスコミ界で輝いております。１例を紹介しますと、12月８日付の熊日新聞、読者の広場、菊池市の岩根さんの寄稿で、生徒ら応援に目頭熱くなるという記事を拝読いたしました。それ

は、自分も女子ハンドボール世界選手権大会の山鹿会場でボランティアをしております。12月１日、オーストラリア対ドイツ戦の試合です。点差から見ればどう考えても試合結果は決まっているとしか思えないのですが、応援する子供たちには応援させられているような雰囲気は少しも感じられず、本気で逆転を狙っているかのような必死の応援に、つい胸がいっぱいになり、目頭に熱いものを感じてしまいました。劣勢のオーストラリアに７点目の得点が入り、会場は生徒たちと観客の大歓声に包まれましたという文章でつづられておりました。私も、この記事を読んで、すごいなということを感じた次第です。

そこで、山鹿市の児童生徒の文化面あるいはスポーツ面での活躍状況を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

勢田議員の一般質問、市内児童生徒の文化、スポーツにおける活躍状況について、お答えをいたします。

まず、文化面においては、合唱関係で山鹿小学校が、県大会、九州大会を勝ち抜き、10月に開催されましたＮＨＫ全国音楽コンクールに出場しました。同じく、山鹿小学校、めのだけ小学校、山鹿中学校が、県大会、九州大会を勝ち抜き、それぞれ10月、11月に全日本合唱コンクールに出場し、山鹿小学校が金賞、めのだけ小学校と山鹿中学校が銀賞を獲得しました。

また、米野岳中学校の生徒が、熊本県の科学展で最高の県知事賞に輝いたり、鹿北中学校の音楽部は、地域での社会福祉活動が認められ、熊本県善行児童表彰を受けております。

続きまして、スポーツ面では、熊本県中学校体育連盟、通称中体連の大会で山鹿中学校のハンドボール男子、水泳、柔道、鹿本中学校の剣道、空手の生徒が、九州大会に出場し、山鹿中学校の水泳は、全国大会へも駒を進めました。中体連以外でも、山鹿中学校の弓道、鹿本中学校の空手、そして陸上では山鹿中学校、鹿本中学校、菊鹿中学校の生徒が、全国大会出場を果たしております。

また、11月に開催されました熊本県中体連駅伝大会では、山鹿中学校の女子が優勝し、12月15日に滋賀県で開催されます全国大会出場を決めております。その全国大会の前哨戦となる九州大会では、県大会２位で出場しました山鹿中学校の男子と、１位で出場しました女子が、見事アベック優勝を果たしております。特に、女子チームでは、現在、県内の高校に進学し、活躍している山鹿中学校の駅伝部卒業生たちが多数応援に駆けつけるなど、生徒たちのきずなや伝統の力というものが強く印

象に残ったところです。

また、文化面・スポーツ面に限らず、現在行われております女子ハンドボール世界大会では、児童生徒が各試合を観戦し、どの学校も一生懸命プレーする選手や国を応援し、大会の盛り上げに一役を買っております。

このように、本市の児童生徒は、自分の持てる力を各方面に発揮し、活躍をしているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

すばらしい児童生徒の活躍をお聞きできました。

そんな中で、どうして山鹿市内の小中学校の合唱部がすごいのかなということを、僕は何でかよくわかりませんでしたけども、先般の山鹿市博物館の大代寅次郎展のオープニングセレモニーに行った折に、この大代先生がいろんな部分での合唱の草分けだったということを知りました。そして、大代先生の教え子さんたちが、またそれをずっと引き継いで、この山鹿の合唱部あるいは音楽に長年携わっておられて、この成果が出ているということを初めて聞きました。すばらしい先生がやっぱりおられるんだなということを感じて、その思いは脈々と後輩たち、そして山鹿の児童生徒につながっていることを確信いたしました。

スポーツ面では、駅伝九州大会で、山鹿中学校がアベック優勝ということでありました。新聞を見て、びっくりしたところであります。男女とも同じ目線で、ゴールするところが写っておりました。

そこで、私が考えたのは、このまま卒業後に地元の４校のうち１校に進学して走り続ければ、高校生の駅伝大会で都大路出場するのも夢ではないということであります。そして、高校卒業後は地元の企業に就職し、実業団駅伝でも活躍できると信じます。これは駅伝を考えた場合ですが、他の文化面・スポーツ面でも夢は大きく膨らみます。中嶋市長はよく、子供は地域の宝だ、山鹿の宝だと言われます。中学校までは、そのようにすばらしい児童生徒が育っております。今後、中学校卒業後は、ぜひつなぐ、つくり出すを目標に、具体的な施策をお願いし、そういった駅伝一つでも実業団駅伝でも通用するようなチームができるんじゃないかなと思っておりますので、そういった部分での具体的な施策をお願いをしておきたいと思っております。そういった部分で、児童生徒の活躍がすばらしいものがあったということをつけ加えながら、この質問は終わらせていただきます。

では、最後の質問に移ります。つくり出すという視点で質問をいたします。

ご案内のとおり、平成29年度の春に、ストーリー53に認定された菊池川流域日本遺産は、３年目を迎えています。

そこで、１回目の質問でございます。菊池川流域日本遺産でどのような成果が生まれたか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

勢田議員の一般質問、菊池川流域日本遺産の認定を受けたことによって生まれた成果について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、菊池川流域が日本遺産の認定を受け３年目を迎えているところですが、認定後、関係する３市１町と熊本県北広域本部を初めとする行政と民間からなる協議会を設立し、文化庁からの補助金などを原資に地域活性化に向けた取り組みを進めてきたところです。

そして、活動主体となる組織固めを行った上で成果を上げるために、まず初めに取り組みを進めたことは、より多くの人たちに知ってもらうためのＰＲ素材の作成でございました。ホームページを作成し、菊池川流域日本遺産の内容や、構成文化財にあわせて地域の観光情報などを紹介するとともに、日本遺産認定がクールジャパン推進のためのアクションプランであることを踏まえた上で、さらにこれらを４カ国語対応といたしました。また、多言語対応のパンフレットやのぼりなどをつくりそろえ、各市町で行われるイベントなどで認知度向上を図りました。さらに、周遊ルートの造成に向けてモニターツアーを開催して、旅行業者へのＰＲに努めてまいりました。

それらの取り組みによる成果指標の一つとして、山鹿市の入り込み客数を申し上げますと、認定初年の平成28年は約394万人、平成30年は約410万人と、16万人の増、菊池川流域４市町の入り込み総数も認定後の３年間で24％の増となっています。もちろん日本遺産だけではなく、各方面のさまざまな活動による成果だと思いますが、日本遺産認定後の交流人口が増加したという結果は、成果の一つとして参考になると思っております。

また、食の分野では、米関連商品のグルメ冊子やホームページをつくるとともに、流域にある13の物産館等で菊池川流域の米をＰＲするコーナーを設置し、周知活動を行いました。さらに、流域の米を使ったメニュー開発のために、10店舗にご協力をいただき、結ぶをテーマにしたメニューができ上がったところです。

このほか、ガイドの育成にも取り組み、30名を超える方々が認定を受けられました。ガイドの皆様方は、行政の枠組みを超え、菊池川流域という広い範囲で案内を行われており、このような広域ガイドは県内でも非常にまれで、今後は受け入れ態勢の充実に向けて活躍していただく予定です。

そして、成果の一つとして最も大切にしていることは、日本遺産認定を契機として新たな連携が生まれたということでございます。議会におかれましては、山鹿市、玉名市、菊池市の３市議会で合同議員研修会を開いていただき、日本遺産についての勉強会を行っておられます。また、流域の各市町で活動されている地域おこしや歴史・まちづくり団体などが連携し、菊池川流域を活性化させる協議会をつくって活動を始めておられます。

このように、菊池川流域が日本遺産に認定されたことで、交流人口が増加しただけではなく、行政はもとより、議会、民間など、多方面で連携が強まったことは、大いなる成果だと捉えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

認定を受けて３年が経過しようとしておりますが、その中で今までにはなかった成果がたくさんあったということで確認ができました。また、ほかの認定ストーリーにはない広域な行政の連携、民間レベルでの広域連携ができたことだと確信をいたします。しかし、この認定も文化庁からの補助金も本年度で終わります。このような事業は二度とあらわれないと感じますし、このままだと日本遺産は過去のものになってしまうのではないかと心配をいたします。

そこで、２回目の質問であります。文化庁からの補助金、あるいはこの制度が山鹿市としても今後どのように日本遺産を展開されるのか、市長に伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの勢田議員のご質問、日本遺産の今後の展開について、お答えいたします。

日本遺産の認定による成果は、先ほど教育部長が答弁申し上げましたとおりでご

ざいますが、今後、市民に深く浸透していくことを願っております。しかしながら、日本遺産の取り組みだけで、その成果をさらに伸ばしていくには大変な労力を要するものと思います。

ご案内のとおり、日本遺産の取り組みは、歴史、文化、商工、観光、農業、人づくりなど、多くの分野と関連していますので、密接な連携が欠かせません。そのため、連携機能が十分に発揮される新たな仕組みを構築しなければならないと考えております。

ところで、本市では地域の産業を活性化して、雇用をふやし、人口減少に歯どめをかけることで、持続可能なまちをつくるため、平成27年10月に長期人口ビジョンと山鹿版総合戦略を策定し、新シルク蚕業構想、菊鹿ワイナリー構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想を３本の柱に据えて、地方創生に取り組んでまいりましたが、昨年度でこれらに一定の形ができ上がりましたので、今年度からその成果をさらに発展・深化させ、将来の山鹿市の揺るぎない基盤にするべく、関連の取り組みを進めております。

私は、この３本の柱に日本遺産の取り組みを加えることで、互いの施策が相乗効果を生み、それぞれの施策から新たな展開の芽が生まれると考えており、先ほど申しました新たな仕組みとして、この３本の柱と日本遺産の取り組みを一部署に集約するとともに、経済部内のふるさと未来総室に、これを一体的に推進する役割を担わせて、関係者・関係団体とも協力しながら、本市の地域活性化やにぎわい創出に果敢に取り組んでいきたいと思います。

こうした考えのもと、今後、教育委員会との調整を踏まえ、菊池川流域日本遺産の新たな展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

市長の答弁で、庁内に日本遺産を継続する部署として、経済部のふるさと未来総室で担っていただくことを聞き、安心をいたしました。

市長はよく言われます果敢に挑戦するということを信じながら、市民、行政、民間、議会がワンチームとして、すばらしい山鹿を実現されることを祈念いたしまして、私の守る、つなぐ、つくり出すの３つの視点からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時40分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時54分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

議席番号９番、冨丸でございます。

今回は、一般質問を１問だけさせていただきますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

全体的に、水辺プラザかもとの指定管理等について、３点ほどお尋ねをいたします。水辺プラザかもとを以下、水辺と読み上げていきますのでご了承ください。

この水辺は、本市を横断するような国道325号線の菊池市と境を有する上内田川沿いに位置し、本市の東の玄関口の施設として整備をされておりますし、現在多くの来館者の交流の場としてその役割を担っているようでございます。また、現在は道の駅の指定を受け、24時間体制のトイレ等の充実も図っていただいているようでございます。

しかしながら、開業から20年経過をいたしますと、当初、一時期、年間90万人を超える来場者があり、県内でも５本の指に入る施設として非常ににぎわいを見せたものでございます。しかしながら、近年は類似施設もふえて、施設の老朽化も目立つようになり、来場者数も右肩下がりの状況であるようでございます。それに伴い、売り上げも減少傾向にあるようでございます。

現在、この水辺は、管理運営を第三セクターで、株式会社鹿本町振興公社が指定管理を受けて運営をいたしております。しかし、私はどうしてもこの水辺を運営するためにつくられた鹿本町振興公社が、指定管理者として名を上げて、要するに受注して、この運営をしていくというのは、私はいささか疑問に思うと言いますか、もともと公共の施設である、そしてそこの運営管理に第三セクターをつくって、株式の50％以上を町が補助してつくられた会社であります。

しかしながら、現在、指定管理対象施設として管理者の入札が行われ、現在、鹿本町振興公社が５年間の期間で管理者となっております。その後は、入札で市の公

の施設を山鹿市が筆頭株主である鹿本町振興公社が落札できなかった場合はどうされるお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、開業して数年間は寄附金を町のほうに納めてあったようでございますけれども、指定管理を受けてから納付金として、その利益の中から年間数百万円の金額が市のほうに納付されておるというような経緯がございますが、本来ならば指定管理者になれば、指定管理料を受けるはずが、鹿本町振興公社は納付契約を結んだために、その納付を売り上げが減少する中でも捻出して支払ってきたという経緯がございます。ですから、この水辺プラザかもとをどうしたら本来の姿になるのかなというふうに思いましたときに、私が釈然としないのは、公の施設であるがゆえに、しかしながらこの管理運営を鹿本町振興公社を第三セクター方式でつくりながらも、指定管理業者として位置づけられている、これがどうしても私が釈然としないという一因でございます。市のほうとしても、非常にこれは悩ましい問題ではないかなというふうに思います。

ですから、５年経過して次の受注が確実にできるという保障はないわけですから、万が一、鹿本町振興公社が水辺プラザ本体の管理運営をできないという事態に陥ったときに、市はどのような対応をとられるんだろうかなということを非常に危惧しております。ですから、ほかの八千代座あるいはさくら湯、そういった大型施設、そういったものと私は一緒に見るべきじゃないと。もともと水辺が発展するために第三セクター方式で会社を設立して、今まできておるわけでございますので、その辺のところが市長もどういうふうに今思われているかなというふうに考えるときに、難しい問題だなというふうに思っております。しかしながら、やはり時間の経過とともに、そういうふうな施設の老朽化は進み、やはり右肩下がりで来客数が減ってきている。このことも踏まえて、今後この施設が有効にまた使われていくように、やっぱり何らかの方策を立てていかねばならないんじゃないかなということを思いながら質問をしましたので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

冨丸議員の一般質問、水辺プラザかもとの指定管理について、お答えいたします。

水辺プラザかもとを指定管理対象物件とした経緯につきましては、まず指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正により施行された制度で、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的として、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に公の施設の管理を行わ

せるもので、指定管理者の対象には民間事業者等が幅広く含まれております。

指定管理者が管理することが望ましい公の施設としましては、総合運動公園等のレクリエーション・スポーツ施設、産業振興センター等の産業振興施設、駐車場等の基盤施設、文化ホール等の文化施設、老人福祉センター等の社会福祉施設などがありますが、水辺プラザかもとは産業振興施設であり、民間企業等の運営ノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な運営が期待できる施設ということで、他の同様の施設とともに指定管理の対象としたものでございます。

次に、株式会社鹿本町振興公社については、水辺プラザかもとの施設管理運営を目的として平成10年６月に設立されました。水辺プラザかもとが営業を開始して以降、良好な経営状態が続いておりましたが、近年は近くに類似施設がふえてきたことや施設の老朽化などさまざまな要因から、来客数、売り上げ額ともに減少傾向にございます。

本来、水辺プラザかもとは、地域の農林業の活性化、都市と農村との交流、市民の憩いの場、雇用の創出等を目的としており、平成29年度から始まった今期の指定管理者の募集においては、公の施設の性格等から継続的かつ安定的に同一の管理者による管理が望ましい施設であり、山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例で規定されております公募では、安定経営に向けた財政基盤の確保が困難であると判断し、設置目的を効率的かつ効果的に達成するために、同条例第２条第２項の例外規定に基づき非公募としたところです。

また、基本的に本市の第三セクターにつきましては、将来の方向性として民営化を目指すこととしておりますので、指定管理期間５年間の中で体力の強化、経営の安定化といった一定水準の自立経営を見込めるよう、市といたしましても経営改善に向けた育成、指導、助言など支援を継続してまいります。

次に、指定管理者納付金を定めた経緯につきましては、平成11年の開業当初から、まちづくりに寄与するため、利益の一部を町に寄附金という形で納められておりました。指定管理者制度の導入以降は、寄附行為を継続するという鹿本町振興公社の提案を受け、管理運営に関する基本協定書に納付金に関する内容が盛り込まれておりました。その後、次第に経営状況が下降したことに伴い、納付金の額も下がり、現在の基本協定書からは納付金の記述は外されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

指定管理者制度で公の施設の管理に民間の活力を活用しながら、住民サービスの向上などに図るという目的で、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に公の施設の管理を行わせるものというふうな答弁がありました。その対象には多くの民間業者が含まれているということでございますが、水辺プラザかもとは産業振興施設であるので、民間企業のノウハウ等を導入しながら、市民サービスの向上などに効果的な運営が期待できるので、指定管理の対象としたというふうな答弁をいただきました。

しかしながら、私はやはりこの水辺のためにつくった鹿本町振興公社が、やはり指定管理制度の中でその対象の公募という形じゃなくて、結局は非公募で決めていくというふうなお話でございましたけれども、しかしながら、やはりもう４年ぐらい前に同じような質問を私もさせていただきました。この右肩下がりで来客数が、売り上げも減っていく中で、現在、本当に若い方々が水辺で働く姿をもう何年も見ておりません。それは、前回も言いましたけれども、やはりこういった指定管理者制度というのがない以前は、若い方々がここで一生懸命働いて、自分の将来の生活設計をつくり上げていったということも事実であります。しかしながら、やはり会社は利益を追求するものでありますから、売り上げが少なくなり、そしてまた経費等を削減するためには、人件費のカット、あるいは委託料の削減、もろもろをやっぱり見直していきますと、当然そこには余剰人員などを抱える余裕はありませんし、そしてまた正規の職員じゃなくて契約社員が今大半だというふうに聞いております。一部正職員もおるようでございますけれども、これは私がもう本来の水辺プラザで働く人たちの思いじゃなかった。もっともっとここで思い切ったにぎわいのある施設にして、売り上げを伸ばすんだというような意気込みがあったのではなかろうかなとは思いますけれども、しかしながら、こういった制度の中にはめられてしまうと、結果的には売り上げが左右して余剰人員は持てない、老朽化していた設備などの修理・修繕、そういったものがなかなか困難になってくる。そういう中で、鹿本町振興公社はその当時、利益は上がっていたと思いますし、その間はずっと何年間か寄附金という形で町のほうに計上していた。このことも私は存じております。

しかしながら、この鹿本町振興公社の中には内部留保金というのは一切ない。ですから、今は何かを自分たちでやりたい、あるいは修理したいといっても、まず担当課のほうに伺いを上げなきゃならんというようなことで、非常にそこにジレンマを感じるという方もいらっしゃいます。ですから、これだけの施設をもっともっと日の当たる施設として展開していくためには、私はどんなに規定外として例外でしょうけども、非公募をとっていくということですが、水辺プラザかもとがある限り、

この非公募で鹿本町振興公社を使っていくということにつながるのか。あるいは、どこかで答弁の中にありましたように、将来の方向性として民営化を目指すといった場合、どういった形で民営化はされるのか。三セクのこの鹿本町振興公社を解体して、一般株主に払い戻して、町が直接一つの会社をつくり上げていくのか、あるいは逆の立場をとられるのか、それはわかりませんけれども、単に民営化を目指すといっても、なかなか難しい問題ではないかなというふうに思います。

ですから、この国道325号線沿いの東の玄関口と申し上げましたけども、道の駅の指定もいただいて、水辺プラザかもとがやはりにぎわってもらわなければ、今後の山鹿のこういった複合施設で経済効果は上がっていかないというふうに思います。

私は、中嶋市長が、オープン当時におっしゃっていた言葉を今でも覚えております。温泉が出たときに、そして施設が完成したときに、町民待望の交流施設ができたと、非常に喜んでおられた姿が目にすがっておりますけれども、今、中嶋市長がこの水辺プラザかもとをご覧になって、そして鹿本町振興公社を今どういうふうに今後したいというふうなお考えなのか、通告をいたしておりませんけれども、思いの一端でも聞かせていただけたら幸いかと思います。また、次回、機会があったときに、今後の民営化あるいはその他についてお尋ねすることになろうかと思いますが、ぜひ市長のほうのお考え、思いを述べていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨丸議員の、通告はあっておりませんでしたけども、いろんなお話の中から、当時の町長、そして現在の市長という立場の中で、水辺プラザをどう思っているかというお話でございますけども、指定管理が始まりました平成15年、当時私もこういった指定管理に全てをしていくということはどうかなと、非常に疑問を持ったことでございます。先ほど冨丸議員言われましたように、この水辺プラザを運営するためにつくった会社、それがそういった競争の中でどうなっていくかと非常に不安な面が出てきたなという心配もしたところでございますけども、しかしながら、やはり当時、全国的にこういった公の施設を公が運営しながら、大変な赤字をつくり出して、非常に社会的問題になっておったと。そういった中でこういった法ができたなという思いがします。

そういった経過があるわけでございますけれども、やはり今こういった公の施設をより効率的に効果的に運営していく、これは今、自治体におきましても、山鹿市

におきましても、求められている方向性かなという思いがします。やはり限られた財源の中で、それをうまくより効果的に運営していく。そういった面では、今、水辺プラザ、田島社長以下、真剣な取り組みがなされておると。そのことによって、いい経営といいますか、特別に利益が出るような感じではございませんけども、非常に頑張って効果的に効率的に運営をしていただいていると、そんな感じがいたします。そういった力が、やはり求められている時代ではないかなと。

一方、民間の方々も、やはりみずからが店舗等の建設に当たられ、借入金をしながら、そしてそういった運営をされておられるわけでございますので、こういった施設を町や市がつくって、その運営をお願いしておるものでございますので、やはりそういった厳しいといいますか、そういった経営的な感覚、効率的な感覚を持ちながら運営していくのが、あるべき姿かなと、そんな思いがします。

職員の方々の将来的な不安等につきましては、やはりそれを十分加味しながら、非公募というような形をとらせていただいておりますので、その辺については非常に配慮していると、そんな思いをいたします。私といたしましては、今申し上げましたような形で、水辺プラザ、振興公社の役員、職員の方々が賢明な取り組みをいただきながら、あのすばらしい施設を活性化してほしい。そしてまた、市民の方々の支援、そういったものをぜひお願いしながら、将来にわたっても持続、そして発展していく施設であってほしいと、そう願っております。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

ほかの議員の皆様から、またきのう、市長答弁の中にもありましたけれども、女子ハンドボール世界選手権、山鹿での試合が全日程終わりまして、何だか非常に寂しいなという気がしております。観戦していて、あんなに山鹿で世界のトップレベルのアスリートが集まって、また世界中から応援する方が集まってということが開催できたことが本当にすばらしい。本当に招致から準備、開催まで、いろんな方々が本当にご苦労なさったことと思います。本当に関係者の皆様に改めて感謝・御礼を申し上げたいと思います。

その中で、ちょうどハーフタイムに６アンド13というふうな数字の宣伝、あとは

今、私が胸につけていますバッジ、こういったものの宣伝が何回かなされていて、特に６点目が入ったとき、あと13点目が入ったときに、ウエーブが起きましたよね。あれは何でかというと、ＳＤＧｓといいまして、以前、一般質問させていただいた、国連が採択して、政府が推奨している、持続可能な開発目標、そちらを今回ハンドボールの世界選手権でも推進していこうということで宣伝をされていたわけでございます。その６と13というのが、ちょうど６番が安全な水とトイレを世界中にという目標で、あと13番が気候変動に具体的な対策をということでございます。昨今、それこそ山鹿でもそうです、日本全体でも、世界全体でも、水の問題、そして気候変動の問題というのは、非常に問題視されているわけですね。そういう中で、本日は防災体制の強化、特に水害、洪水等に対してということで質問させていただきたいと思います。

それでは、発言通告により一般質問をします。それぞれ一問一答にてお願いします。

昨日の有働議員の一般質問にもありましたが、近年は想定外の自然災害が発災するケースが大変ふえております。そのような中で、今回は本市の防災体制の強化について、とりわけ平成29年３月発行の山鹿市総合防災マップを中心とした質問を行います。

有働議員の質問と極力重複しないように、しかしながら掘り下げるべきはしっかりと伺いたいと存じます。

さて、先ほどから申し上げておりますように、本当に想定しなかったような自然災害、熊本地震はもとより、本市でもさまざまな被害をもたらしている異常豪雨災害が発災しております。

とりわけ直近で言いますと、本年７月22日、激しい異常豪雨災害がございました。こちらは山鹿のみならず、熊本県北を中心に朝から激しい雨に見舞われて、本市の一部、和水町の全域、計6275世帯、１万5355人に避難勧告、また菊池市の一部、3095世帯、8366人に避難指示、こちらが出されております。本市では、午前９時ごろから、もう道路の冠水が相次ぎまして、通行どめになるところも多数ございました。また、床下浸水の被害も複数出ております。鍋田の市道小学校梅迫線では、路肩の決壊が生じまして、農業用送水管が破損、道路自体も崩れております。菊鹿町の広域基幹林道八方ケ岳線では路肩決壊など、本当にライフラインの被害も多数出ているといった現状がありますね。

このように、本年も幾度となく異常豪雨の被害に見舞われている本市でございますが、インフラの被害はもとより、やっぱり念頭に置くべきは、いかにして命を守るか、住民の命を守っていくかという視点です。

先日、所属する建設経済常任委員会の行政視察で、宮城県石巻市、東日本大震災の復興状況を学んでまいりました。その中で公益社団法人3.11みらいサポート様が運営されています、南浜つなぐ館を見てまいりました。東日本大震災の津波により、1800世帯の住宅街が流失し、現在に至っても災害危険区域に指定されている南浜・門脇エリアに開館しました、その南浜つなぐ館には、震災前の町の復元模型、震災直後の様子が見られるＶＲグラスを初め、震災遺構、旧門脇小学校校舎の三次元モデル、復興祈念公園の計画案等を展示していました。

とりわけ、震災、津波発災時に自分は大丈夫だろうですとか、あと荷物をとりに帰る時間はあるだろうという認識で避難がおくれてしまったために、犠牲になられたり、本当に危うく一命を取りとめられた方、そういった方が非常に多くあったんだよという、インタビューであったり、またいろんな映像であったり、そういう非情な現実をＶＲやプロジェクションマッピングを使った展示によって、本当に見ている者が胸が苦しくなるほど突きつける、そういった試みがなされていました。

これくらいなら何とかなるだろう、まだ大丈夫だろうといった考え方で、本当に大いなる自然の力に人があらがうというのは大変厳しい。そういったことを本当に嫌と言うほど理解させられたものであります。

であればこそ、ここであえて本市が本年に見舞われた数度の異常豪雨、台風に際して、実際に市民の皆様がどのような行動をされたのかという視点から、１点目に本市の避難所の利用状況について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のご質問、避難所の利用状況について、お答えします。

まず、本年度は７月初めの大雨や台風５号、８月末の大雨や台風８号及び10号、９月の台風17号と、大雨や台風の接近時にあわせまして、６回、健康福祉センターを含め、計６施設を自主避難所として開設しております。

次に、避難者の状況につきましては、最も避難者が多かった８月14日からの台風10号の際が、最大で43名の市民の方が避難されております。また、最も避難者が少なかったものにつきましては、８月27日の豪雨の際に、わずか１名の方が避難された状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ただいま答弁いただきましたが、やはり想像どおりというか、想像以上に避難をされた方がやっぱり少ないんだなということを知りました。ことしは、かなりの規模の異常豪雨や台風がありましたが、答弁のとおり最大で43名、最小でわずか１名ということですね。きのう、有働議員の質問にもございましたけど、あれだけ避難対象区域であったり、対象者があって、その中で本当に土砂災害とかも全国的にあれだけ発生している、ニュースなんかで報じられている、そういう中で本市においては、最大で43名、最小で１名ということですね。これで人的被害がなかったというのは大変すばらしいことではもちろんあるんですが、せっかく行政が自主避難所を設置・開設して、これだけの方々しか利用していただけていないということは、やはり多少問題視すべきことなのかなと思います。

恐らくこれまでの経験則から、山鹿でこれぐらいだったら大丈夫だろうということで避難されないんだとは思うんですよね。それこそ東日本大震災の石巻市の方々のように、これくらいなら、自分は大丈夫という認識で避難所の利用を見合わせてしまう。しかしながら、やっぱり近年の異常豪雨や台風は、これまでの経験、予測をはるかに上回るような被害をもたらしていることも、これまた事実なわけです。

それでは、いかにして市民の皆様に危機感を抱いていただき、命を守る行動に移していただくか、これを検討しなければならないわけですが、そもそも日ごろから災害が予想されるときに、その避難所があそこにあるから、あそこに行こう、利用しようという意識づけ、またはこういったときにはしたほうがいいんだという動機づけ、これがなかなかできていないのかなというふうに存じます。これは何も行政側の不見識をそしるとかいった性質のものでは全くありません。先述のとおり、山鹿市総合防災マップ、これも全戸配布など、取り組むべきところには取り組んでいらっしゃるわけです。そういったことをきちんと評価した上で、さらに効率的に、また人的被害を回避するために、さらにもう一歩どのような取り組みができるかという観点でございます。

本市では、自主防災組織も発足して、市民においてもさまざまな備えが検討されているものと存じます。また、各職域、学校、家庭でも、防災の意識は高まってきているものだと存じます。そこで、せっかく作成されたその山鹿市総合防災マップ、これがどのように利活用されているのか。総合防災マップを使った、例えば訓練などがあるのか、またそもそも山鹿市総合防災マップがどのような性質のものかということで、２点目として、山鹿市防災マップの利活用、洪水ハザードマップ等、そのとりわけ自主防災組織での防災マップの利活用についてを伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、山鹿市防災マップの利活用等について、お答えします。

防災マップにつきましては、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもので、住民の方々が平時より災害リスクを認識した上で、災害発生時の危険箇所や避難場所について正確な情報を把握し、迅速・的確に避難する際に役立ててもらうことを目的に、平成29年３月に全戸配布を行うとともに、本市ホームページにも掲載しているところでございます。

ご質問の利活用状況につきましては、正式に調査を行ったわけではございませんが、複数の自主防災組織において、研修会等を開催するときのテキストとして使用されたり、また地区内の危険箇所等の点検や地区内の防災活動の際に利活用されているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

これは私ごとでちょっと恥ずかしいんですけれども、その全戸配布された山鹿市総合防災マップ、こちらを今回の質問をするに当たりまして、読み返そうかなと思って、我が家を探したんですけれども、どこに行ったかわからなくなってしまって、大変弱りました。ようやく発見したんですけれども、こういったことでやっぱりいざというときに役に立たないなということで自分自身反省しまして、防災グッズと合わせてちゃんと保管し直したところでございます。サイズも結構大きいので、目立つといえば目立つんですけれども、でも意外とこういう方はいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。

いざというときのみならず、本来であれば、日ごろから、また避難訓練などの折に触れて、個々人、ご家庭、職場などで読み返していただいて、避難場所の確認を行っていただきたいわけですけれども、ちょっとまた質問を変えます。

これまでも芹川議員を初め、複数の議員から質問やご指摘があるように、本市でも外国からお見えになって就労されたり、お住まいになられたりする方が増加傾向にあります。また、本市は観光戦略におきましても、外国人旅行者、いわゆるインバウンド、こちらも力を入れておりますね。

とりわけ冒頭にも申しましたとおり、本市においても挙行されて、明日まではメーンラウンド、13・15日にはファイナルラウンドと順位決定戦を控えている女子ハンドボール世界選手権大会、こちらでは本市においても選手、関係者、応援団など、多くの海外からの来訪者を迎えておるわけでございます。

そこで問題になってくるのは、もし本市において災害が発生ないし予測される場合、日本語を得意としない外国からの就労者、観光客、来訪者、そういった方々に対してどのように情報を提供し、また避難誘導などを行っていくかということです。住民ではあっても、果たしてその山鹿市総合防災マップを十全に理解・把握して、避難活動に生かすことができるか、外国からお見えになった方がですね。また、一時的に観光等で来訪されている外国の方に、いかにして情報提供などを行っていくのか。ただでさえ、外国メディアでも熊本地震のニュースであったり、また近年の異常豪雨等のニュースであったり、こうやって日本のさまざまな気候変動とかが取り上げられている中で、本市に安心してお越しいただけるようなしつらえ、これを構築していくことは喫緊の課題であると考えます。

そこで、外国人に向けた防災マップの作成はできないか、これを伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、外国人に向けた防災マップの作成について、お答えします。

ご指摘のとおり、本市にも多くの外国の方が就労のため居住されております。また、観光でも多くの方が滞在されます。

外国の方も、災害が発生し避難等が必要となった場合に何らかの支援が必要となる方であることから、あらかじめ避難に関する情報を提供することは重要でございます。

そのため、例えば外国語表記の避難所等を示した地図や避難行動に関するチラシ等を作成して窓口に備えたり、ホームページへ掲載することも考えられますので、先行市の事例を参考にしながら、どのようなものが必要であるか検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

もちろんその先行事例の研究も大事なんですけれども、ぜひ早めの着手、実行が望まれるものかなと思います。

外国からの来訪者はもちろんのこと、市内の観光、飲食等の事業者にとっても、そういった外国語対応の資料があることが一つの安心材料になる。万が一のときに、こういったものを見てくださいとか提供できるというのが、安心材料になると思うんですね。また、そういったものを山鹿ではこういった準備ができてますよという広告、広報というとちょっと語弊があるかもしれませんけれども、アドバンテージとして使えるんじゃないかと思います。大いにご検討いただければと存じます。

実際、書籍であったり、やまがメイトとかで提供しているわけですけれども、本当に何か発災したときに、その情報にたどり着けるかということですね。そういったところも含めて、例えば山鹿市のホームページに置く場合でも、本当にトップページからすぐ行ける、すぐわかるというような仕掛けは大事なのかなと思います。

さて、先ほどから申し上げております、その山鹿市総合防災マップですが、洪水ハザードマップが掲載されております。全国的には、この洪水ハザードマップ、未整備の自治体も残っている中、本市におかれましては早々に作成を済まされて、市民に情報提供されていること、こちら大変ありがたいことだと存じます。この洪水ハザードマップですけども、作成に物すごい経費がかかるということで、当然のことながら、国県の協力なしには難しいものです。改めて、その洪水ハザードマップ、簡単にご説明しますが、国土交通省菊池川河川事務所のウエブサイトから引きますと、洪水時に地域住民の方々が安全に避難できるようにするために、想定浸水深、避難所の位置及び一覧、緊急連絡先、避難時の心得等が記載されている図、こちらで平成17年７月、水防法が一部改正されて各市町村に作成が義務化されているものだということなんですが、一方で先ほどから申し上げております、７月22日の豪雨、こちらで洪水ハザードマップでの被害予測と若干異なるような被害が見られたかなと思うんです。予測されていたものより、特定地域で非常に大きな冠水があったり、また通行どめが発生して移動や避難が大変困難となった道路があったということですね。

きのうの有働議員の一般質問に対する答弁で、宗方地区、長坂地区、大道校区、川北地区の４地区で、マイハザードマップを作成されているとのことでした。それぞれの地区ごとの危険箇所など掲載したものを、公民館等に備えつけたり、各世帯へ配布したりするなど活用が進んで、今後はマイハザードマップ未作成地区の自主防災組織に防災訓練の一環として取り組むことを促すという答弁がございました。

本年の豪雨で、自分の地区から例えばこれはいかんと、避難しなきゃとか、何か移動しないといけないということで、実際、移動を始めても、隣の地区で冠水とか

通行どめになってて、あれ思うように動けないぞと、これはどうやって迂回すればいいんだと、そういったケースが非常に多発したようで、せっかくのマイハザードマップが共有知財として活用されていくならば、そういったところでも有効活用できるんじゃないかな、効果ははかり知れないのかなというふうに考えます。

また、現状でも市のウエブサイトややまがメイト等で情報提供はされているわけですけれども、そういったものの情報更新も含め、さまざまな展開が見込まれて、さらに市民の利便性向上に寄与できるものと考えます。やっぱりその地区住民の方が実際に見られて、考えられてというところで、メリットが非常に出てくるのかなと思うんですね。

そこで、防災マップの利活用において、最後に現在の防災マップを今後更新などされる際に、各地区で作成するマイハザードマップを掲載することが可能か、また今後のネット等での情報提供をどのようにお考えか、こちらを伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、マイハザードマップの山鹿市総合防災マップへの掲載について、お答えします。

山鹿市総合防災マップにつきましては、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき作成したもので、菊池川、岩野川等の河川が氾濫した場合の浸水想定区域や土砂災害の発生する可能性がある土砂災害警戒区域、また市が指定しております避難所等を市民の皆様に見やすく、わかりやすいように作成したものでございますが、これ以上に掲載する情報がふえた場合には逆にわかりにくくなるおそれがあるため、各地区で作成されました地区別のマイハザードマップの情報を記載することは考えておりません。

しかしながら、各地区で作成されましたマイハザードマップにつきましては、災害等の発生寺に役立つ固有の情報等も多く掲載されていることから、地区ごとに作成されたマイザードマップの画像データ等をホームページに掲載することは可能であると考えます。

ただし、マイザードマップに防災以外の目的に利用されかねない、個人の特定につながる情報が記載されている場合も考えられますので、掲載に当たりましてはこのような点をクリアした上で、あらかじめ関係者の同意を得るなど、今後、自主防災組織と綿密に協議・調整してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ただいまの答弁で、情報量が過多のためにかえって必要な情報にたどり着けない可能性を危惧するところ、本当によく理解できます。やっぱり特に書籍で、かつ本当にぱっと市民の方が手にとって、必要な情報にたどり着かなきゃいけないというときに、余りに情報が多すぎるから、よくわからないというふうになってはいけないので、大変理解できる答弁かなとは思いますが、それでも情報をちゃんと精査した上で、市のホームページ等で掲載・記載をお考えということ、大変有意義な試みであるというふうに、私も考えます。

先ほど申し上げましたとおり、平成17年に水防法が一部改正されて、洪水ハザードマップの作成が各自治体に義務づけられましたが、さらに平成27年に改正がありまして、こちらが1000年に一度レベル、本当によくマスコミなんかで聞きますよね。1000年に一度レベルだろうとされる、その想定される最大規模の降雨を基準に作成・公表するように変更されているわけですね。しかしながら、本当に対応は大変なんだろうと思うんです。

直近で、和歌山県の田辺市で洪水ハザードマップの想定浸水高、これが実際よりも低く表記されていたということが発表されています。これは本当に11月ぐらいのニュースだったかなと思いますが。あと三重県伊賀市では、その想定し得る最大規模の大雨に備えるために、市内全域を対象にした洪水ハザードマップの改訂版を作成したと発表しています。結構改定作業がもう既に着手されているわけですね。ことしに入って、そういった動きがどんどん進んでいます。栃木県栃木市、こちらは本年３月にハザードマップを作成していますが、そちらで対象外となっていた中小の河川、小さい河川、こちらで台風19号により決壊などが起こってしまい、浸水想定区域外で浸水被害が発生したため、ちょうど今、会期中の市議会定例会の中で県の見直しがされたら、早急に新たなハザードマップの改訂作業を進め、各世帯に配布するという方針を示されています。

また、同じく栃木市で、大規模災害時の災害ごみの処理方針などを定める災害廃棄物処理計画を作成中だそうです。確かに、この災害時に発生するごみの処理問題、こちらも結構重要な観点かなと思いますが、今回は省略します。

スマートフォンなどで利用できる、本市のやまがメイトからは、山鹿市総合防災マップ、もうこれはそのものがバンっと見られますし、避難所案内、また防災情報など、さまざまな情報提供がなされています。

ここでちょっとついでなんですけれども、そのメニューのところから防災情報、地震防災マップと進みますと、発災時の心構え、対策、避難所の地図などが閲覧できるんですけれども、地震防災マップ、こちらの作成は平成22年ということで、熊本地震より、ちょっと対応とか反映がなかなかできてないのかなと。かつ、その連絡先の情報なども若干古びてきていますので、こちらのご対応をお願いできればと思います。

ほかのページで、例えば総合防災マップ、こちらから連絡先とかはもうきちんと改訂されていますし、恐らくふつうにやまがメイトを使われて、例えばここに連絡しなきゃということであれば、すぐたどり着けるかなということは思います。と言っても、いわゆるユーザーインターフェイス、使う方がどうやって見えて、どういうふうに情報にたどり着くか、そういった見た目のところで少し配列とかリンクとか、わかりにくいなと感じるところもないではないです。ですが、以前にも一般質問でお話しましたように、やまがメイトの利用者をもっとふやしていただいて、市民の皆様に有効活用していただければと存じます。実際、防災マップを日ごろ見て、担いで持っていくということもなかなかないかもしれません。先ほどから申し上げていますように、自主防災組織の研修とか、職域の訓練とか、そういったところで活用が進めばいいのかなと思いますし、ふだんは携帯であったり、スマートフォンでやまがメイトを見られるという状況ができればいいのかなと思います。

あとは、将来的な改訂等に向けての話になりますけれども、例えば昨年５月に作成されました東京都江戸川区の江戸川区ハザードマップ、こちらではすごく厳しい文言が並んでいるんですね。その区が発行しているハザードマップですよ、それで、ここにいてはだめですとか、区内にとどまるのは危険ですとはっきり書いてるんですね。非常に刺激的なきつい文言が、これでもかこれでもかと、読者に畳みかけるように記載してあるんです。本年より、気象庁で導入されました警戒レベルでは、最高の警戒レベル５で、先ほどから申し上げております、命を守る最善の行動をという文言がありますね。無難に全方向に配慮したような言葉遣いではなく、本当に市民の皆様の命を守るために、あえて厳しい表現をする。そういったことも今後、例えば総合防災マップ等々、また行政文書等でも検討していただければと存じます。

ということで、以上で私の本市防災体制強化についての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第55号　人権擁護委員の推薦についてまでの６案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までの６案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第38号から議案第49号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時50分　散会

～～～

１２月１８日(水曜日)

令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和元年12月18日（水曜日）午前10時開議

第１　議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第42号　山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第43号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第44号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第46号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第47号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第48号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第49号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第50号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第51号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第52号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第53号　人権擁護委員の推薦について

議案第54号　人権擁護委員の推薦について

議案第55号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第42号　山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例
議案第43号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第44号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第46号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第47号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第48号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第49号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第50号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第51号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第52号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第53号　人権擁護委員の推薦について
議案第54号　人権擁護委員の推薦について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）
討　　論
採　　決

日程追加
第２　意見書案第２号　豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（18名）

２番　小川榮二君
３番　芋生よしや君
４番　勢田昭一君
５番　有働辰喜君
６番　服部香代君
７番　冨田弘海君
８番　永田　健君
９番　冨丸洋一郎君

11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

欠席議員（２名）

１番	立山大二朗	君
10番	藤本峰秀	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	阿蘇品貴司	君
消防本部消防長	中山恒弘	君
市民部長	梅崎康二	君
福祉部長	佐藤アキ	君
経済部長	早田順二	君
経済部首席審議員	木下　実	君
建設部長	白田俊輔	君
教育部長	瀬口慎哉	君
市民医療センター事務部長	永田臣司	君
総務部次長	大林秀樹	君
市民部次長	渡辺研一	君
福祉部次長	脇山義文	君
建設部次長	古江光拡	君
水道局長	冨田龍也	君

人権啓発課 男女共同参画推進室長	林田好子君
地域生活課長	山﨑寿雄君
国保年金課長	徳永謙吾君
教育総務課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第38号～議案第55号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第38号から議案第49号及び議案第50号から議案第55号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　冨田　弘海君　登壇］

○建設経済常任委員長（冨田　弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

初めに、10月21日から23日にかけて実施した行政視察について、報告いたします。

視察先は、岩手県平泉町、紫波町及び宮城県石巻市の１市２町であります。

まず、平泉町では、世界遺産等における訪日外国人観光客の受け入れ環境整備について調査いたしました。平泉町は、世界遺産である中尊寺や毛越寺を核とした平泉文化を中心にさまざまな観光戦略に取り組まれております。平泉文化は、仏教に関する文化資産が多いことから、アジア圏を中心に誘客活動が行われ、平成30年には外国人観光客の入り込み数が過去最多の50万人を記録するなど、インバウンド対策に積極的に取り組まれています。具体的には、ハード面として、外国語標記誘導看板の設置や、15カ国語対応スマートフォンＱＲコードの活用及び音声ガイドペンの導入など、また、ソフト面では観光案内所に外国語ができる職員を配置し、町内の観光業関係者を対象としたセミナーの開催等に取り組まれております。

インバウンド対策を進めている本市にあって、八千代座や山鹿灯籠など、ほかにはないすばらしい日本の文化資源を生かした国内外への観光プロモーションのさらなる展開など、外国人観光客の受け入れ環境を整える上で、大変有意義な研修となりました。

次に、石巻市では、甚大な被害を受けた沿岸部と河口付近を中心に、震災当時からこれまでに復興されてきた状況について、大震災まなびのボランティアガイドの説明を通し、視察を行いました。

震災の教訓から、高さ４メートルの堤防をつくるとともに、道路も既存道路から４メートルかさ上げするなど、災害に強いまちづくり、インフラ整備の状況を実際

に検証することができました。また、沿岸部の主要道路沿いには、津波タワーや民間企業と協力した津波避難ビル、避難場所の整備も着実に進められておりました。

近年は、全国的にもゲリラ豪雨や台風による災害が多発しております。本市においても、７月は集中豪雨に見舞われ、被害が発生しました。数十年に一度と言われる大雨や台風など、これまでに想像できないような異常気象への対応が強く求められております。

このように、いつどこが被害に遭うかわからない今日、東日本大震災の経験から災害に強いインフラの整備が行われている石巻市の取り組みは、地域における国土強靱化を今後進めていく上で大変参考となるものでした。

次に、紫波町において、駅前広場の再開発及び役場の建てかえに伴い建設された官民複合施設であるオガールプラザを視察しました。この施設は、住民の多様な活動やニーズに応える拠点として、情報交流館、図書館、子育て支援センター、医療機関など、集客が見込まれる民間施設を誘致し、稼ぐインフラ施設として整備されております。成長を意味する方言「おがる」、駅をフランス語で「ガール」、この二つの言葉を組み合わせ「オガールプロジェクト」と銘打たれたこの事業は、町中心部のにぎわいが町全体へ波及し、中心部と周辺地域のつながりをキーワードに、持続的に発展するまちづくりを目標に進められております。本市における中心市街地の、にぎわい創出、また稼げる仕組みづくりに取り組んでいく上で大変参考になる取り組みでした。

以上、行政視察の成果についての報告を終わります。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案４件について、報告いたします。

去る12月11日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、鹿北町多久地区の本多久原線道路改良工事現場、豊前街道南線舗装改修工事現場、豊前街道歴史的まちなみ再生事業により整備された２店舗、及びがんばる商店街支援事業を活用した中町商店街にぎわいづくり事業の４件を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いました。

その結果について、ご報告いたします。

議案第41号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

堀市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○市民福祉常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案５件であります。

去る12月12日、午前10時から501会議室におきまして、委員１名欠席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、認知症共同生活介護事業所ゆとり及び地域活動支援センターブレスの２カ所を現地調査いたしました。

現調査終了後、午後１時30分から委員会を再開、慎重に議案の審査を行いました。その結果について、報告いたします。

議案第40号　山鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会から報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案５件であります。

去る12月13日、午前10時から本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、２カ所の現地調査を行いました。

最初に、平小城小学校複式学級の授業状況を、次にカルチャースポーツセンターにおいて、市民球場の劣化状況について、それぞれ担当者から概要説明を受けました。

帰庁後、午後１時から委員会を再開、慎重に議案審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

３番議員、芋生　よしやです。

私は、議案第38号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対し、議案第45号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）に、議員並びに市長等の期末手当年間0.05月を引き上げる補正予算が組まれていることから、２議案について反対の立場から討論を行います。

昨年、平成30年12月定例会で、議員及び市長等の期末手当が0.05月引き上げになりました。さらにさかのぼりますと、平成30年３月定例会では、議員及び市長等の期末手当0.15月分引き上げが行われています。私が議席を得た後、３回目の期末手当の引き上げです。

一方で、市民の暮らしはどうでしょうか。実質賃金が先進国の中で日本だけがマイナス成長になっていると話題になっています。消費税増税も後押しして、実質賃金を押し下げています。働く若い世代は非正規ばかりか、ダブル・トリプルワークさえ余儀なくされ、ボーナス支給もない状態に置かれている方もいます。年金額の実質的減少、営業不振の自営業者、消費税増税によって消費が伸び悩み、暮らしも商売も一層厳しさを増しています。こんな状況での引き上げは、市民の理解が得られるでしょうか。

地方公務員と民間給与は連関するものであり、消費購買力を引き上げるためにも、職員の給与引き上げは必要であり、賛成するものです。地方公務員の賃金は、国家公務員賃金や人事院勧告に沿って決められるのに対し、地方議員、私たちの報酬額は自治体の予算や自治体特有の条件を基礎にして決定されるべきものです。市民の代表である市議会議員、特別職、市長等の期末手当を引き上げるのではなく、その財源を市民のために使うことを求め、反対の討論とします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第38号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号から議案第44号までの５案件を一括採決いたします。議案第40号から議案第44号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号から議案第48号までの３案件を一括採決いたします。議案第46号から議案第48号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号から議案第52号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての３案件を一括採決いたします。議案第50号から議案第52号までの３案件については、同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第53号から議案第55号までの人権擁護委員の推薦についての３案件を一括採決いたします。議案第53号から議案第55号までの３案件については、同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第２　意見書案第２号

○議長（永田　健君）

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案第２号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第２号

令和元年12月18日提出

豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　北　原　昭　三
賛成者
山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児
山鹿市議会議員　堀　　茂　幸
山鹿市議会議員　冨　田　弘　海

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

昨年９月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この１年間に14万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。また、感染地域についても養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈している。この状況は、豚コレラ対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ない。

そこで政府におかれては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、養豚農家が今後も安心して経営を続けられるよう、豚コレラ終息に向けた下記の事項について、緊急かつ具体的に取り組むことを強く求める。

記

１．飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないよう、あらゆる手段を講じること。
２．今般の豚コレラ拡大の主要因となっている豚コレラ感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
３．現在、アジアにおいて発生が拡大しているアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　様
農林水産大臣　　江　藤　　拓　様

○議長（永田　健君）

意見書案第２号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、北原　昭三君、ありませんか。

○11番（北原　昭三君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時31分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、令和元年（第３回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時33分　閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　　冨　田　弘　海